



和歌山市公報

令和8年（2026年）3月31日
号外第5号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
13	和歌山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・（市民税課）	4

【 規 則 】

12	和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	23
13	和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	24
14	和歌山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	27
15	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（人事課）	28
16	アナログ規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則・・・・・・・・（行政経営課）	29
17	和歌山市立中学校給食センター条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・（給食管理課）	32
18	和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（公園緑地課）	33
19	和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	35
20	和歌山市職員市内出張旅費支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	36
21	和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	39
22	和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	40
23	和歌山市乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定等に関する規則・・・・（保育こども園課）	42
24	和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則・（行政経営課）	53
25	和歌山市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（文化振興課）	54
26	和歌山市子ども・子育て支援法に係る特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（保育こども園課）	55
27	和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（国保年金課）	72
28	市長の権限に属する事務の一部を議会事務局の職員に執行させる規則・・・・（行政経営課）	73
29	和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（行政経営課）	74
30	和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（総務課）	78
31	和歌山市財務規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（出納室）	80
32	和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・（消防総務課）	82
33	和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（人事課）	83
34	和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（職員厚生課）	84
35	和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（市民税課）	85
36	和歌山市商品用軽自動車等の課税免除に関する規則の一部を改正する規則・・・・（市民税課）	86
37	和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則・（障害者支援課）	87
38	和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則（障害者支援課）	88
39	和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の一部を	

改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	100
40 和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・	(障害者支援課)	107
41 和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(障害者支援課)	114
42 和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(障害者支援課)	126
43 和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(保健対策課)	144
44 和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	(こども家庭課)	146

【訓令】

2 アナログ規制の見直しに伴う関係規程の整備に関する規程・・・・・・・・	(行政経営課)	150
3 和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(総務課)	151
4 和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(人事課)	152

【告示】

71 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課)	153
72 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	154
73 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	155
74 放置自転車等の処分・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	156
75 公示送達（令和7年度第8期介護保険料督促状）・・・・・・・・	(介護保険課)	157
76 和歌山市営住宅及び共同施設の住宅使用料等の徴収事務委託・・・・・・・・	(住宅第1課)	158
77 公示送達（差押調書（謄本））・・・・・・・・	(納税課)	159
78 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・	(保険総務課)	160
79 公示送達（令和7年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	(保険総務課)	161
80 放置自動車の処分・・・・・・・・	(まちなみ景観課)	162
81 和歌山市指定文化財の指定・・・・・・・・	(文化振興課)	163
82 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課)	164
83 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定・・・・・・・・	(障害者支援課)	165
84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の更新の届出・・・・・・・・	(障害者支援課)	166
85 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出・・・・・・・・	(障害者支援課)	168
86 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の辞退の届出・・・・・・・・	(障害者支援課)	169
87 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・	(道路管理課)	170
88 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・	(市民自治推進課)	171
89 公示送達（市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状）・・・・・・・・	(納税課)	172
90 公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・	(介護保険課)	173
91 公示送達（令和7年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）・・・・・・・・	(国保年金課)	174
92 公示送達（令和7年度第7期及び第8期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課)	175

93	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障害者支援課）	176
94	道路区域の決定及び供用開始	（道路管理課）	177
95	特定都市河川流域における基準降雨	（河川港湾課）	178
【 公 告 】			
○	道路位置の指定の取消し	（建築指導課）	181
○	道路位置の指定	（建築指導課）	182
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	183
【 議会告示 】			
1	和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程	（議会政策課）	184
2	和歌山市議会図書室規程の一部を改正する規程	（議会政策課）	185
【 選挙管理委員会告示 】			
22	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	186
【 監査委員告示 】			
1	和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程	（監査事務局）	187
【 人事委員会規則 】			
1	和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	188
2	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	189
【 教育委員会規則 】			
2	和歌山市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則	（教育政策課）	190
3	和歌山市立中学校給食センター条例施行規則	（教育政策課）	192
【 教育委員会訓令 】			
1	和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程	（教育政策課）	193
【 教育委員会告示 】			
5	教育委員会の招集	（教育政策課）	194
【 企業局規程 】			
1	和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	195
2	和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	196
3	和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	197
4	和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	198
【 企業局告示 】			
13	公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始	（企業総務課）	200
14	和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による排水設備等指定工事店の指定	（企業総務課）	201
【 消防局訓令 】			
3	和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程	（消防総務課）	202
4	和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程	（消防総務課）	203

和歌山市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第13号

和歌山市税条例の一部を改正する条例

和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第31条第9項中「同じ。）」の次に「（法第23条第1項第15号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第32条第1項第6号中「第3項及び第34条」を「以下この款及び第38条の3第2項第2号」に改め、同項第8号の2中「300,000円」を「330,000円」に改め、同項第11号中「この款」の次に「及び第38条の3第1項」を加える。

第34条の2第2項中「第1号、第4号及び第5号」を「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）の対象となる期間として総務省令で定める期間（第2号ア及び第5号において「指定対象期間」という。）を通じて第1号、第2号、第5号及び第6号」に、「以下この項」を「第3号及び第4号」に改め、「）に適合する」の次に「と認められる」を加え、同項第5号中「法第314条の7第5項」を「法第314条の7第4項」に、「しなかつたこと」を「しなかつた事実」に、「したこと」を「した事実」に改め、「ないこと」の次に「（これらの事実により既に指定の取消しを受けた場合を除く。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前1年」を「指定対象期間の初日前4年」に、「この項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）」を「指定」に、「前3号」を「前各号」に、「適合していたこと」を「適合していなかつた事実がないこと（当該事実により既に法第314条の7第5項の規定による指定の取消し（以下この条において「指定の取消し」という。）を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）次に掲げる基準その他都道府県等による第1号寄附金の使途に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

ア 都道府県等が指定対象期間において受領する第1号寄附金の額の合計額から当該指定対象期間における第1号寄附金の募集に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額を控除して得た額（イにおいて「寄附金活用可能額」という。）が、当該指定対象期間において受領する第1号寄附金の額の合計額の100分の60に相当する金額以上であること。

イ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、総務大臣の定めるところにより公表すること。

第34条の2第4項中「（当該金額が当該納税義務者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,158,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第34条の2第4項第1号中「掲げる金額（以下この項）」を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額（次号及び第3号）」に改める。
 第38条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」（「」に改め、「。次条第1項において同じ」を削る。

第38条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第51条の4に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第25条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第38条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他総務省令で定める事項

第50条第3項、第8項、第13項、第19項及び第23項中「第9項」を「第10項」に改める。

第51条第1項各号中「第9項」を「第10項」に改める。

第53条第2項第10号中「特別史蹟、史蹟」を「特別史跡、史跡」に改める。

第65条第2項中「次条第3項」を「次条第5項」に改める。

第70条本文中「が、土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

第78条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第78条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第78条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項を削る。

第79条の2から第79条の15までを削る。

第80条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第84条の見出し及び同条第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第93条の2中「道路運送車両法」の次に「（昭和26年法律第185号）」を加え、「の種別割」を削る。

附則第2条第1項第1号中「令和7年12月31日」を「令和9年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第2条の2第1項第1号中「令和7年12月31日」を「令和9年12月31日」に改め、同条第6項第1号中「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第2条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第2条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年（以下この条及び附則第37条において「居住年」という。）が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に改め、「合計額」の次に「（居住年が平成28年から令和7年までの各年である場合には、当該納税義務者の前年分の所得税に係る同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）を加算した額）」を加え、同項第1号中「第5項まで若しくは第10項から第21項まで」を「第18項まで」

」に改め、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成7年法律第11号）」を加え、「（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）」を削り、同項第2号中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の次に「（昭和22年法律第175号）」を加え、同条第2項中「附則第2条の3の2第1項」を「附則第2条の3第1項」に改め、同条第3項中「同条第16項」を「同条第12項」に改め、同条を附則第2条の3とする。

附則第2条の4第1項各号列記以外の部分中「附則第23条の2の2第1項」の次に「、附則第23条の3の4第1項」を加え、「（当該金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,158,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第2条の4第1項第5号中「又は」を「、附則第23条の3の4第1項又は」に改める。

附則第2条の5第1項中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての第34条の2第1項及び第4項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第34条の2第4項第1号の表1,950,000円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表1,950,000円を超え3,300,000円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表3,300,000円を超え6,950,000円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表6,950,000円を超え9,000,000円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表9,000,000円を超え18,000,000円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表18,000,000円を超え40,000,000円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表40,000,000円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

附則第3条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び同項第2号中「、附則第2条の3の2第1項」を削る。

附則第4条第2項中「掲げる金額」の次に「と前年分の所得税に係る所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第41条の16の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から480,000円を控除して得た額（当該控除して得た額が0を下回る場合には、0とする。）との合計額」を加える。

附則第4条の2第1項中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の市民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるの

は「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

附則第6条第1項中「第6条第1項」を「第29条の7第2項」に、「総合効率化事業者（以下この項）を「認定貨物自動車中継輸送事業者等（第1号）」に、「総合効率化事業者」を「認定貨物自動車中継輸送事業者等」に、「令和6年4月1日」を「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「同条第1項」を「同項」に、「総合効率化計画」を「認定貨物自動車中継輸送実施計画」に、「同法第4条第2号」を「物資の流通の効率化に関する法律第29条の2第2号」に、「流通業務総合効率化事業により」を「貨物自動車中継輸送事業の用に供するために」に、「設備に」を「構築物に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 認定貨物自動車中継輸送事業者等が新設し、又は増設した物資の流通の効率化に関する法律第29条の2第1号に掲げる特定貨物自動車中継輸送施設で政令で定めるもの（増設された当該特定貨物自動車中継輸送施設にあつては、当該増設部分に限る。次号において「第1号施設」という。） 2分の1
- (2) 第1号施設に附属する構築物で政令で定めるもの 4分の3

附則第6条第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同条第3項中「令和7年度」を「令和9年度」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第8項中「第13項」を「第12項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同条第12項中「特別区」の次に「又は同法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域」を加え、「令和5年4月1日」を「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に、「同法第29条第1項第1号」を「家屋及び償却資産で政令で定めるもののうち、都市再生特別措置法第2条第2項」に、「公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」を「公共施設その他政令で定めるものの用に供するもの」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項第1号中「4分の3」を「6分の5」に改め、同項第2号中「その他の総務省令で定める燃料」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 脂肪酸メチルエステルを製造するための設備で総務省令で定めるもの 4分の3

附則第6条中第14項を第13項とし、第15項を第14項とし、同条第16項中「第22項」を「第21項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、同条18項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、同条第24項中「平成28年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域」を「農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分）」を削り、同項を同条第23項とし、同条

中第25項を第24項とし、第26項を第25項とし、第27項を第26項とし、同条第28項中「企業組合を除く。）」の次に「又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構」を加え、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、同項を同条第27項とし、同条第29項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第30項を第29項とし、第31項を第30項とし、同条第32項中「第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号」を「第10条の5の4第4項第7号又は第42条の12の5第4項第8号」に改め、同項を同条第31項とし、同条第33項中「第2条第7号」を「第2条第8号」に改め、同項を同条第32項とし、同条第34項を同条第33項とする。

附則第6条の2中「前条第10項」を「前条第9項」に改める。

附則第7条第1項中「令和4年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「次条並びに附則第7条の3」を「から附則第7条の3まで」に、「住宅の新築に係る都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）」を「次に掲げる住宅（当該住宅に係る建築確認を受けた時において、当該住宅の建築をする土地の全部が第1号アからオまでに掲げる区域外又は都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域（第2号において「市街化調整区域」という。）のうち第2号ア若しくはイに掲げる区域外にあつた場合における当該住宅を除く。）」に改め、「除く。以下この条」の次に「及び次条」を加え、「次条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部が次に掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、所有者、当該所有者の配偶者又は当該所有者の2親等以内の親族が居住の用に供し、又は供していた住宅でその居住の用に供し、又は供していた期間として政令で定める期間が5年以上であるもののうち政令で定めるものの建替えにより新築された住宅を除く。）

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域で総務省令で定めるもの

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域

（2）市街化調整区域のうち次に掲げる区域内にある住宅（当該住宅の一部がアに掲げる区域内にある場合における当該住宅を含むものとし、建替えにより新築された住宅及び農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する住宅を除く。）

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域

イ 水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域で総務省令で定めるもの

附則第7条第2項中「令和6年4月1日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の2第1項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）」に改め、同条第2項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日」を「令和11年4月1日」に、「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の3第4項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附則第7条の4第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「から附則第7条の5まで」を「、次条及び附則第7条の5」に改め、同条第4項、第5項、第9項及び第10項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の4の2第1項、第4項及び第5項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第7条の5第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第8条第6号アの表（イ）中「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を「当該土地が令和7年度分の固定資産税について和歌山市税条例の一部を改正する条例（令和8年条例第13号）による改正前の和歌山市税条例（以下「令和8年改正前の条例」という。）」に改め、同号イの表（イ）中「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「令和7年度分の固定資産税について令和8年改正前の条例」に改める。

附則第8条の2第3項の表附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項並びに附則第6条の3の項及び同条第4項の表附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項並びに附則第6条の3の項中「附則第6条第15項、第24項から第26項まで、第29項及び第33項」を「附則第6条第14項、第23項から第25項まで、第28項及び第32項」に改める。

附則第9条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「同年度分の固定資産税について」の次に「令和8年改正前の条例」を加える。

附則第16条の3第2項第3号イ及び第4項第3号イ中「固定資産税について」の次に「令和8年改正前の条例」を加える。

附則第17条の3から第17条の8までを削る。

附則第18条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「第79条の2第1項第1号に規定する電気軽自動車」を「電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの」に、「同条第1項第2号に規定する天然ガス軽自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車」で総務省令で定めるもの」に、「次項第2号」を「同項第2号」に、「第78条の2第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第2号中「第79条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公

害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項において「排出ガス保安基準」という。）に、「同号イに規定する平成21年天然ガス車基準」を「同条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同条第3項中「第79条の2第1項第3号に規定する」を削り、「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という」を「ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。以下この項において同じ」に、「同号ア（ア）aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「同号ア（ア）bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」を「同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「エネルギー消費効率が同号ア（イ）に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次条第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「同号ア（ウ）に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」を「基準エネルギー消費効率であつて令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第18条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「の種別割」を削る。

附則第21条の3第3項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改める。

附則第21条の4第3項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改め、同条第4項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第22条第3項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改める。

附則第22条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土

砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第23条第4項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改める。

附則第23条の2第4項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改める。

附則第23条の3の2第1項中「非課税上場株式等管理契約（以下この条）」を「非課税上場株式等管理契約（以下次項）」に、「非課税累積投資契約（以下この条）」を「非課税累積投資契約（以下次項）」に改め、同条第2項中「含む。以下この項」の次に「及び次項」を、「金額（以下この項）」の次に「及び次項」を加え、同項の次に次の2項を加える。

3 非課税口座及び租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する特定課税未成年者口座（以下この項において「特定課税未成年者口座」という。）を開設する市民税の所得割の納税義務者の同条第4項第1号に規定する基準年の前年12月31日までに当該非課税口座又は特定課税未成年者口座につき同条第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、次に定めるところにより、市民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第1号から第3号までの規定による非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(1) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内上場株式等の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(2) 当該非課税口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14第4項第1号に規定する他の保管口座への移管又は非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該市民税の所得割の納税義務者への返還（同条第5項第6号ホ（1）（i）に規定する政令で定める事由による移管又は返還を除く。以下この号及び第4号において同じ。）があつた非課税口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管又は返還があつた時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(3) 契約不履行等事由の基因となつた非課税口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

(4) 第2号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、同号の移管又は返還があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管又は返還による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該非課税口座を開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の非課税口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14第5項第6号ホ（2）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の非課税口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。
- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる非課税口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

附則第23条の3の3の次に次の2条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例）

第23条の3の4 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第31条第1項及び第2項並びに第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第32条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 市民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第69条の規定の適用については、租税特別措置法第38条の2第2項第2号の規定により適用されるところによる。
- (2) 第31条第7項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第32条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (3) 第34条、第34条の2、第35条第2項及び第3項並びに附則第2条の3第1項及び附則第2条の4の規定の適用については、第34条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第35条第2項及び第3項並びに附則第2条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第4項及び附則第2条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規

定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (4) 附則第1条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第23条の3の4第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第23条の3の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除)

第23条の3の5 市民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第37条第1項又は第3項の規定による申告書（第4項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第38条の3第1項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市民税に係る前条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

4 第37条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第23条の3の5第2項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額」と、「3月15日までに同項の」とあるのは「3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同条第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定の適用がある場合における第38条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第38条の3第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは

「前条第1項から第4項まで又は附則第23条の3の5第4項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「同条第1項から第4項まで」とあるのは「同条第1項から第4項まで又は附則第23条の3の5第4項において準用する前条第4項」とする。

附則第23条の4第2項第3号中「、附則第2条の3の2第1項」を削り、「、附則第2条の3第1項及び附則第2条の3の2第1項」を「及び附則第2条の3第1項」に改める。

附則第23条の4の2第2項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第4項中「規定によつて」を「規定により」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に改める。

附則第36条第1項中「被災純損失金額（震災特例法）」を「被災純損失金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。））」に改める。

附則第36条の2第3項中「から附則第2条の3まで」を「、附則第2条の2」に改め、同項の表附則第2条の3第1項第2号イの項を削り、同条第4項中「から附則第2条の3まで」を「、附則第2条の2」に改める。

附則第37条第1項中「及び附則第2条の3の2」を削り、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項の表附則第2条の3第1項の項から附則第2条の3第1項第3号の項までを削り、同表附則第2条の3の2第1項の項中「附則第2条の3の2第1項」を「第1項」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成23年法律第29号）」を加え、同表附則第2条の3の2第1項第1号の項中「附則第2条の3の2第1項第1号」を「第1項第1号」に、「第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2」を「第18項まで若しくは第41条の2」に改め、同表附則第2条の3の2第1項第2号の項中「附則第2条の3の2第1項第2号」を「第1項第2号」に改め、同条第2項中「及び附則第2条の3の2」を削り、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第1項第1号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成7年法律第11号）第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項まで」」に改め、同項の表を削り、同条第3項中「附則第2条の3の2第1項」を「附則第2条の3第1項」に改める。

附則第39条第1項中「の所有者」を「（福島県の区域内にあるものに限る。）の所有者」に、「平成23年3月11日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日まで」に改め、同条第2項中「の所有者」を「（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）の所有者」に、「平成23年3月11日から令和8年3月31日まで」を「令和8年4月1日から令和11年3月31日まで」に改め、同条第5項中「第16項」を「第15項」に改める。

附則第40条及び第41条を次のように改める。

第40条 削除

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の軽自動車等に対する軽自動車税の特例）

第41条 自動車等持出困難区域（法附則第54条第1項に規定する自動車等持出困難区域をいう。

以下この項から第3項までにおいて同じ。）内の軽自動車（3輪以上のものに限る。以下この項において同じ。）が、次に掲げる軽自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該軽自動車は、第78条第1項の規定の適用については、当該軽自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
 - (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第1項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止し、又は同条第11項に規定する引取業者（次号アにおいて「引取業者」という。）に引き渡したもの
 - イ アに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの
 - (3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた軽自動車で、次に掲げる軽自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの
 - ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車に該当する軽自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの
 - イ アに掲げる軽自動車以外の軽自動車 当該移動させた日から2月以内に用途を廃止したもの又は同日から9月以内に解体したもの
- 2 自動車等持出困難区域内の原動機付自転車、軽自動車（2輪のものに限る。）及び2輪の小型自動車（以下この項において「2輪自動車等」という。）が、次に掲げる2輪自動車等で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該2輪自動車等は、第78条第1項の規定の適用については、当該2輪自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。
- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
 - (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの
 - (3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた2輪自動車等で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの
- 3 自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車が、次に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該小型特殊自動車は、第78条第1項の規定の適用については、当該小型特殊自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の軽自動車等でなかつたものとみなす。

- (1) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
- (2) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの
- (3) 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し、又は解体したもの

附則第44条中「附則第2条の3の2第3項」を「附則第2条の3第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2第2項の改正規定（同項第5号中「法第314条の7第5項」を「法第314条の7第4項」に改める部分を除く。）並びに次条第3項及び第4項の規定 令和8年10月1日
- (2) 第32条第1項第6号の改正規定、第34条の2第4項の改正規定（同項第1号に係る部分を除く。）並びに第38条の2第1項第2号及び第38条の3の改正規定並びに附則第2条の3の2第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分、「令和7年」を「令和12年」に改める部分及び同項第1号に係る部分（「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の次に「（平成7年法律第11号）」を加える部分を除く。）に限る。）、同条第3項の改正規定、附則第2条の4の改正規定（第9号に掲げる改正規定を除く。）、附則第23条の3の2の改正規定、附則第37条第1項の表附則第2条の3の2第1項第1号の項の改正規定（「附則第2条の3の2第1項第1号」を「第1項第1号」に改める部分を除く。）並びに次条第5項から第7項までの規定 令和9年1月1日
- (3) 第70条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (4) 第32条第1項第8号の2、第50条及び第51条の改正規定並びに附則第2条の5及び第4条の2の改正規定、附則第22条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第2項及び第9項の規定 令和10年1月1日
- (5) 附則第7条第1項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に、「次条並びに附則第7条の3」を「から附則第7条の3まで」に改める部分を除く。）、同条第2項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）、附則第7条の2第1項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める部分を除く。）並びに附則第3条第9項から第12項までの規定 令和11年4月1日
- (6) 附則第6条第1項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める部分を除く。）並びに附則第3条第3項及び第5条第2項の規定 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日

- (7) 附則第6条第13項の改正規定（同項を同条第12項とする部分を除く。）及び同条第33項の改正規定（同項を同条第32項とする部分を除く。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日
- (8) 附則第6条第12項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める部分及び同項を同条第11項とする部分を除く。）並びに附則第3条第5項及び第5条第3項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日
- (9) 附則第2条の4第1項の改正規定（「附則第23条の2の2第1項」の次に「、附則第23条の3の4第1項」を加える部分及び同項第5号に係る部分に限る。）並びに次条第8項及び第10項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第32条第1項（第8号の2に係る部分に限る。）の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の2第2項に規定する指定対象期間（次項において「指定対象期間」という。）の初日が次の表の左欄に掲げる期間に属する場合における同条第2項の規定の適用については、同項第2号ア中「100分の60」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（次項において「1号施行日」という。）から令和9年9月30日まで	100分の52.5
令和9年10月1日から令和10年9月30日まで	100分の55
令和10年10月1日から令和11年9月30日まで	100分の57.5

- 4 指定対象期間の初日が1号施行日から令和11年9月30日までの期間に属する場合における新条例第34条の2第2項の規定の適用については、同項第5号中「指定対象期間の初日前4年以内」とあるのは、「令和7年10月1日から指定対象期間の初日の前日までの間」とする。
- 5 前条第2号に掲げる規定による改正後の和歌山市税条例（第7項において「9年1月新条例」という。）第34条の2第4項及び附則第2条の4第1項の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例第38条の3第1項及び第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第38条の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の和歌山市税条例（以下「旧条例」という。）第38条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 7 9年1月新条例附則第2条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改

正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

8 附則第1条第9号に掲げる規定による改正後の附則第2条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第10項において「9号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、9号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

9 新条例附則第22条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例則第22条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

10 新条例附則第23条の3の4及び附則第23条の3の5の規定は、9号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第70条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第1項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第5項に規定する車両に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和8年3月31日」とあるのは、「令和9年3月31日」とする。

5 令和5年4月1日から附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同

号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第11項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新設された旧条例附則第6条第14項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第6条第24項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行の日から令和8年3月31日までの間に取得された旧条例附則第6条第28項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 令和4年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例（次項から第12項までにおいて「5号旧条例」という。）附則第7条第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条の2第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和11年3月31日までの間に新築された5号旧条例附則第7条の2第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

14 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得され、又は改築された新条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。

16 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得され、又は改築された旧条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第79条の12第1項、第79条の13第1項又は附則第40条第3項の規定により納税義務を免除される軽自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第79条の12第6項若しくは第79条の13第2項の規定による還付又は旧条例第79条の12第7項（旧条例第79条の13第3項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第41条第5項、第7項又は第9項の規定により納税義務を免除される令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割に係る徴収金に係る同条第10項の規定による還付又は同条第11項の規定による充当については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第41条の規定の適用については、総務大臣が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「28年旧法」という。）附則第52条第2項第1号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「旧自動車持出困難区域」という。）は総務大臣が地方税法の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第54条第1項の規定により指定して公示した同項に規定する自動車等持出困難区域（以下この項において「自動車等持出困難区域」という。）と、同号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に総務大臣が同号の規定により指定して公示した旧自動車持出困難区域にあつては、平成23年3月11日）は新法附則第54条第1項の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日と、それぞれみなす。

（都市計画税に関する経過措置）

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 令和6年4月1日から附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第1項に規定する施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 - 3 令和5年4月1日から附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の和歌山市税条例附則第6条第11項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 - 4 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧条例附則第6条第24項に規定する農地中間管理機構が同項に規定する農地中間管理権を取得した同項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
 - 5 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた新条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「被災住宅用地（福島県の区域内にあるものに限る。）」とあるのは、「被災住宅用地」とする。

- 6 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）が行われた旧条例附則第39条第1項に規定する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得され、又は改築された新条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。）」とあるのは、「家屋」とする。
- 8 平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得され、又は改築された旧条例附則第39条第2項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（和歌山市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 和歌山市税条例等の一部を改正する条例（平成26年法条例第63号）の一部を次のように改正する

附則第7条中「の種別割」を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第12号

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表第3第18号中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同表備考2中「第1号から第8号まで、第12号から第17号まで」を「第1号から第9号まで、第11号から第18号まで」に、「第9号から第11号まで及び第18号から第20号まで」を「第10号、第19号及び第20号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月18日揭示済）

和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第13号

和歌山市職員等旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員等旅費支給条例施行規則（昭和28年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第3条関係）

旅行命令（依頼）簿

次のとおり出張を命令（依頼）する。										
所	属	職	位	等	級	出	張	者	氏	名
用 務						月 日	用務地及び用務先			
						・				
						・				
						・				
						・				
						・				
						・				
(備考)						(期間)				
						年 月 日から 年 月 日まで 泊 日				
会 計 年 度	年 度		会 計 区 分		会 計	予 算 残 額				
支 出	第 款	第 項	第 目	第 9 節		説 明				
科 目				旅 費						

※備考欄には、公用車使用等の特記すべき事項を記入すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の別記様式の旅行命令（依頼）簿は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、この規則による改正後の別記様式の旅行命令（依頼）簿とみなす。

（令和8年3月23日揭示済）

和歌山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第14号

和歌山市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の住居手当に関する規則（昭和50年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中	年 月 日	決裁	
	上記のとおり確認する。 (規則第7条の家賃の額に相当する額は 円)		

を [年 月 日
上記のとおり確認する。
(規則第7条の家賃の額に相当する額は 円)] に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記様式の住居届は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、この規則による改正後の別記様式の住居届とみなす。

(令和8年3月23日揭示済)

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月23日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第15号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）支所長及び連絡所長

第17条第3項中「第1項第2号から第4号まで」を「第1項第3号から第5号まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び勤勉手当の額は、給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の給与の例によるものとする。この場合において、給与条例第15条第1項中「休暇による場合」とあるのは、「有給の休暇による場合」とするものとし、同条例第27条の規定を適用せず、和歌山市職員給与条例施行規則（昭和26年規則第8号）第28条の規定により決定する勤勉手当の成績率は、別に市長が定める割合とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（和歌山市国際交流員の給与等に関する規則の一部改正）

2 和歌山市国際交流員の給与等に関する規則（令和2年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第1項第1号」を「第17条第1項第2号」に改める。

（令和8年3月23日揭示済）

アナログ規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第16号

アナログ規制の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

（和歌山市火災予防規則の一部改正）

第1条 和歌山市火災予防規則（昭和37年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「掲示する」を「掲示し、及び市のホームページに掲載する」に改める。

（和歌山市財務規則の一部改正）

第2条 和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第41条の2中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に改める。

第42条第5項中「第2項中」を「第3項中」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

第102条第6項中「磁気テープ等」を「電磁的記録」に改める。

第195条第1項中「毎日」を削り、同条第3項中「毎日」を削り、「市税日計表」を「市税収入日計表」に改める。

第196条中「毎日」を削る。

第220条の2中「、毎日」を削る。

（和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則（昭和63年規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「氏 名 ㊟」を「氏 名」に改める。

別記様式第3号中

「

（注） 退職報償金受領の際には、退職報償金支払請求者に押印した印を御持参ください。

」

を削る。

（和歌山市行政手続条例施行規則の一部改正）

第4条 和歌山市行政手続条例施行規則（平成7年規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（公示送達の方法）

第3条 行政手続条例第14条第4項（同条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（同条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算

機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
 - (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。）を使用するもの
- （和歌山市危険物規制規則の一部改正）

第5条 和歌山市危険物規制規則（平成8年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「掲示する」を「掲示し、及び市のホームページに掲載する」に改める。

（和歌山市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第6条 和歌山市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「掲示板」を「掲示場」に改める。

（和歌山市美容師法施行細則の一部改正）

第7条 和歌山市美容師法施行細則（平成9年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び従事者の美容師免許証」を削る。

別記様式第1号及び別記様式第7号中「医師の診断書」の次に「の写し」を加える。

（和歌山市理容師法施行細則の一部改正）

第8条 和歌山市理容師法施行細則（平成9年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び従事者の理容師免許証」を削る。

別記様式第1号及び別記様式第7号中「医師の診断書」の次に「の写し」を加える。

（和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則の一部改正）

第9条 和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（平成12年規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「手続」を「方法」に改め、同条中「生活環境影響調査書等縦覧名簿（別記様式第2号）に次に掲げる事項を記入し、」を削り、「の指示を受けなければならない」を「に申し出なければならない」に改め、各号を削る。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号 削除

（和歌山市公有財産規則の一部改正）

第10条 和歌山市公有財産規則（平成15年規則第72号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「備えて置かなければならない」を「整備しなければならぬ」に改め、同条第2項を削り、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第47条中「（前条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する公有財産台帳にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

（和歌山市情報公開条例施行規則の一部改正）

第11条 和歌山市情報公開条例施行規則（平成17年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号ウ中「フレキシブルディスクカートリッジ又は」を削る。

（和歌山市個人情報保護に関する法律施行細則の一部改正）

第12条 和歌山市個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号ウ中「フレキシブルディスクカートリッジ又は」を削る。

（財政状況の公表に関する規則の廃止）

第13条 財政状況の公表に関する規則（昭和23年規則第16号）を廃止する。

（和歌山市直営事業場就業規則の廃止）

第14条 和歌山市直営事業場就業規則（昭和25年規則第4号）を廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和8年5月21日から施行する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

2 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則の項及び和歌山市宅地分譲規則の項を削る。

（令和8年3月27日揭示済）

和歌山市立中学校給食センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第17号

和歌山市立中学校給食センター条例の施行期日を定める規則

和歌山市立中学校給食センター条例（令和7年条例第33号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。

（令和8年3月27日揭示済）

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第18号

和歌山市児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市児童遊園条例施行規則（昭和53年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表朝日南児童遊園の項の次に次のように加える。

有家瀬見田児童遊園	和歌山市有家25番7
-----------	------------

別表岩橋小路児童遊園の項の次に次のように加える。

岩橋小路第2児童遊園	和歌山市岩橋1088番4
------------	--------------

別表井辺児童遊園の項の次に次のように加える。

井辺新出児童遊園	和歌山市井辺84番22
----------	-------------

別表海側自然公園の項の次に次のように加える。

梅原石ノ坪児童遊園	和歌山市梅原110番8
-----------	-------------

別表榎原団地東半田児童遊園の項の次に次のように加える。

榎原西塩田児童遊園	和歌山市榎原232番8
-----------	-------------

別表神前児童遊園の項の次に次のように加える。

神前千本児童遊園	和歌山市神前498番6
----------	-------------

別表坂田児童遊園の項の次に次のように加える。

坂田瓜野児童遊園	和歌山市坂田160番5
----------	-------------

別表新在家百姓目第2公園の項の次に次のように加える。

新庄大道端児童遊園	和歌山市新庄497番4
新庄大道端第2児童遊園	和歌山市新庄482番6

別表津秦高屋児童遊園の項の次に次のように加える。

津秦高屋第2児童遊園	和歌山市津秦142番11
------------	--------------

別表西庄浮田第2児童遊園の項の次に次のように加える。

西庄片山下児童遊園	和歌山市西庄509番45
	和歌山市西庄529番6
	和歌山市西庄529番12

別表直川北出口児童遊園の項の次に次のように加える。

直川北出口第2児童遊園	和歌山市直川字北出口678番20
-------------	------------------

別表弘西綿瀬児童遊園の項の次に次のように加える。

吹上児童遊園	和歌山市吹上3丁目1番50
--------	---------------

別表府中箸折東児童遊園の項の次に次のように加える。

府中箸折南児童遊園	和歌山市府中555番5
-----------	-------------

別表向古小児童遊園の項の次に次のように加える。

向堂之辻児童遊園	和歌山市向64番3
----------	-----------

別表森小手穂南沖田3号児童遊園の項の次に次のように加える。

森小手穂森児童遊園	和歌山市西695番8 和歌山市森小手穂1238番5
-----------	------------------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第19号

和歌山市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員給与条例施行規則（昭和26年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

別記様式第1号中 「

上記のとおり認定する。	決	
年 月 日	裁	

」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記様式第1号の扶養親族届は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、この規則による改正後の別記様式第1号の扶養親族届とみなす。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市職員市内出張旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第20号

和歌山市職員市内出張旅費支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員市内出張旅費支給規則（昭和31年規則第59号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第6条、第7条関係）

市内出張命令票及び旅費額計算簿

							勤 務 日			
							年	月	日	曜日
職 名	命 令 時 間	出 発 地 区	出張先・用務内容	出張手段	運転・同乗の別	確 認	旅 費 支給額	備 考		
氏 名	出 張 時 間	出 張 地 区								
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			
	時 分～ 時 分			交・公四・公二・私四・私二・その他 ()	運転・同乗		円			

(注) 交：交通機関 公：公用車 私：私用車 四：四輪車 二：二輪車

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の別記様式の市内出張命令票及び旅費額計算簿は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、この規則による改正後の別記様式の市内出張命令票及び旅費額計算簿とみなす。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第21号

和歌山市職員通勤手当支給規則の一部を改正する規則

和歌山市職員通勤手当支給規則（平成16年規則第23号）の一部を次のように改正する。

「

別記様式中	決 裁 年 月 日	決 裁	
	年 月 日		

」

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の別記様式の通勤届は、この規則の施行の日以後においても、当分の間、この規則による改正後の別記様式の通勤届とみなす。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第22号

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（令和7年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の改正規定中「（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数については18）」を削る。

附則第2項の前の見出し中「令和14年3月31日」を「令和18年3月31日」に改め、同項中「6年5月」を「5年11月」に改める。

附則第3項中「7年7月」を「6年8月」に改める。

附則第4項中「8年8月」を「7年5月」に改める。

附則第5項中「9年10月」を「8年2月」に改める。

附則第6項中「10年11月」を「8年11月」に改める。

附則第7項中「12年1月」を「9年8月」に改める。

附則に次の4項を加える。

8 令和14年4月1日から令和15年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第14条第1項の適用については、同項第1号中「経験年数」とあるのは「経験年数（10年5月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第2号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（10年5月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

9 令和15年4月1日から令和16年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第14条第1項の適用については、同項第1号中「経験年数」とあるのは「経験年数（11年2月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第2号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（11年2月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

10 令和16年4月1日から令和17年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第14条第1項の適用については、同項第1号中「経験年数」とあるのは「経験年数（11年11月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第2号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（11年11月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

11 令和17年4月1日から令和18年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の第14条第1項の適用については、同項第1号中「経験年数」とあるのは「経験年数（12年8月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」と、同項第2号中「超える経験年数」とあるのは「超える経験年数（12年8月を超える年月数があるときは、これを切り捨てた年月数）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定等に関する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第23号

和歌山市乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の15第1項の規定による乳児等支援給付認定の申請手続その他乳児等支援給付認定に係る必要な手続に関し、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（利用時間）

第2条 乳児等通園支援事業の利用時間は、1か月当たり10時間を限度とする。

（認定の申請に係る申請書）

第3条 府令第28条の22第1項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（別記様式第1号）によるものとする。

（認定結果の通知）

第4条 法第30条の15第3項の乳児等支援支給認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）（別記様式第2号）によるものとする。

（認定の取消し）

第5条 府令第28条の25第1項の書面は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書（別記様式第3号）によるものとする。

（変更の届出）

第6条 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届出書（別記様式第4号）によるものとする。

（乳児等支援支給認定証の再交付）

第7条 府令第28条の27第1項の申請は、乳児等支援支給（こども誰でも通園制度）認定証再交付申請書（別記様式第5号）によるものとする。

（法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設の利用状況の報告）

第8条 府令第28条の29第1項の規定による報告は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定に係る企業主導型保育事業利用開始報告書（別記様式第6号）によるものとする。

2 府令第28条の29第2項の規定による報告は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定に係る企業主導型保育事業利用終了報告書（別記様式第7号）によるものとする。

（認定の消滅）

第9条 乳児等支援支給認定を受けた保護者が、転出等の理由により資格が消滅する場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（別記様式第8号）を提出するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書

（宛先）和歌山市長

年 月 日

次のとおり、子ども・子育て支援法施行規則第28条の2第1項の規定により、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報（要配慮個人情報含む）等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請書及び申請児童に係る情報（要配慮個人情報を含む）や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き（乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等）を行うことに同意します。

申請者 (保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日	性別	児童との続柄	
	氏名					
	現住所	〒				
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	電話番号		メールアドレス			
負担軽減の申請 ※		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	転入前の市町村での利用の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【負担軽減の申請をする場合】 ○生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯（市町村民税非課税世帯を含む）である場合及び市町村の支援が必要と認められた世帯である場合は「有」をチェックしてください。

○以下に該当する場合は、必要な資料を添付してください。

- ・4月～8月に申請をされる方で、前年1月1日現在、住民登録がなかった場合 → 「前年度」の世帯員全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写し等
- ・9月～翌年3月に申請をされる方で、本年1月1日現在、住民登録がなかった場合 → 「現年度」の世帯員全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写し等

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	フリガナ		生年月日	性別	児童との続柄	
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる				
	電話番号		メールアドレス			

乳児等支援 給付（こども 誰でも通 園制度）の 認定を受け ようとする 児童	確認を希望する児童の数									
	1	フリガナ			生年月日	性別		申請者との 続柄		
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒					
		障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
		その他配 慮すべき 事項の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細		<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： ） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>） <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： ）				
	2	フリガナ			生年月日	性別		申請者との 続柄		
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒					
		障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
		その他配 慮すべき 事項の 有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細		<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： ） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>） <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： ）				
	3	フリガナ			生年月日	性別		申請者との 続柄		
		氏名								
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒					
		障害等 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他				
その他配 慮すべき 事項の 有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細		<input type="checkbox"/> 疾患等（診断名等及び必要となる配慮等： ） <input type="checkbox"/> 指示書等の添付 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー（医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>） <input type="checkbox"/> 添付あり / <input type="checkbox"/> 添付無し <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載： ）					

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

和歌山市長

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。また、この決定の取消しをを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は和歌山市長となります。）、提起することができます。

（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第3号（第5条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、次の理由により乳児等支援給付認定の取消しをしたので通知します。

認定番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
取消理由	
支給認定証の返還期限 ※	年 月 日

※乳児等支援支給認定証は、和歌山市へ返還してください。

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は和歌山市長となります。）、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

申請者氏名

乳児等支援支給（こども誰でも通園制度）認定証再交付申請書

次のとおり、乳児等支援支給認定証を 汚損 ・ 紛失 したため再交付を申請いたします。

フリガナ		生年月日	年 月 日生
保護者 氏名		住所	〒
電話番号		メールアドレス	

フリガナ		保護者 との 続柄		生年月日	年 月 日生
氏名				生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者 との 続柄		生年月日	年 月 日生
氏名				生年月日	年 月 日生
フリガナ		保護者 との 続柄		生年月日	年 月 日生
氏名				生年月日	年 月 日生

※こちらの申請書に汚損した乳児等支援支給認定証を添付してください。

※紛失し、再交付を受けた後に乳児等支援支給認定証が発見された場合は、速やかに返還してください。

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定に係る企業主導型保育事業利用開始報告書

（宛先）和歌山市長

子ども・子育て支援法施行規則第28条の29第1項の規定により、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）を利用することになったため報告します。

保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		児童 との 続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	電話番号		メールアドレス					
児童	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒				
	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒				
	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる		〒					

利用している子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

施設名	フリガナ	利用開始日	年 月 日
所在地	〒	電話番号	

※本報告書は、乳児等通園支援事業を利用している就学前子ども（6か月～2歳）において企業主導型保育施設を利用するに至った場合、遅滞なく和歌山市へ提出してください。

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定に係る企業主導型保育事業利用終了報告書

（宛先）和歌山市長

子ども・子育て支援法施行規則第28条の29第2項の規定により、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用を終了することになったため報告します。

保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		児童 との 続柄	
	氏名							
	現住所	〒						
	電話番号		メールアドレス					
児童	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒					
	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒					
	フリガナ		生年月日	年 月 日	性別		保護者 との 続柄	
	氏名							
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒						

利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）

施設名	フリガナ	利用開始日	年 月 日
所在地	〒	電話番号	

※本報告書は、乳児等通園支援事業を利用している就学前子ども（6か月～2歳）において企業主導型保育施設を利用終了するに至った場合、遅滞なく和歌山市へ提出してください。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）和歌山市長

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書

次のとおり、和歌山市乳児等通園支援事業に係る乳児等支援給付認定等に関する規則第9条の規定により、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログイン ID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	<input type="checkbox"/> 引越し 【異動日 年 月 日】		
	※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。		
	【転出先市町村名	都道府県	市町村 】【
	<input type="checkbox"/> 入所・入園等		
<input type="checkbox"/> その他 ()			

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第24号

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会に対して権限の一部を委任する規則（昭和42年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4号中「市立学校給食共同調理場」の次に「及び和歌山市立中学校給食センター」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第25号

和歌山市立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市立博物館条例施行規則（令和2年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「額」の次に「又は免除」を加える。

第7条中「（第3号にあっては、提出）」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第3号にあっては、同号に定める書類を市長に提出するものとし、市長が認めたときは、これを要しない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市子ども・子育て支援法に係る特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第26号

和歌山市子ども・子育て支援法に係る特定乳児等通園支援事業者の確認に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2第1項の確認に関し、法及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（確認の申請に係る申請書）

第2条 府令第44条の2において準用する府令第39条本文の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記様式第1号）とする。

2 府令第44条の2において準用する府令第39条第14号に規定する乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項は、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書（別記様式第2号）により提出するものとする。

（確認の変更の申請に係る申請書）

第3条 府令第44条の2において準用する府令第40条本文の申請書は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（別記様式第3号）とする。

（変更の届出等）

第4条 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による変更の届出は、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 府令第44条の2において準用する府令第34条の書類は、利用定員減少の届出書（別記様式第5号）とする。

（確認の辞退）

第5条 法第54条の3において準用する法第48条の規定により確認を辞退しようとする特定乳児等通園支援事業者は、確認辞退申出書（別記様式第6号）により市長に申し出るものとする。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 特定乳児等通園支援事業者の確認に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

別記様式第1号(第2条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

所在地
 申請者 名称
 代表者氏名
 (法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の確認を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称(氏名)							
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号 —)						
		都道		郡市				
		府県		区				
		(ビルの名称等)						
	電話番号				FAX番号			
	E-mailアドレス							
	法人等の種別				法人所轄庁			
	代表者の 職名・氏名	職名				フリガナ		
						氏名		
代表者生年月日	年 月 日 (満 歳)			代表就任年月日	年 月 日			
代表者の 住所・連絡先	(郵便番号 —)							
	都道		郡市					
	府県		区					
事業者番号	(ビルの名称等)							
	電話番号				FAX番号			
	※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。							
事業開始 (予定)年月日	年 月 日							
区 分	区分				添付様式			
	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業				付表1			
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業				付表2			

付表1 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 名称						
実施場所・ 所在地・連絡先		(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区				
		(ビルの名称等)				
		電話番号		FAX番号		
		E-mailアドレス				
管理者に関する 情報		フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
		住所・ 連絡先	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区			
			(ビルの名称等)			
			電話番号		FAX番号	
		資格	有(資格の種類:)・無			
認可年月日	年 月 日					
区分	<input type="checkbox"/> 在園児合同型 <input type="checkbox"/> 専用室独立型					
受入年齢	0歳児 ・ 1歳児 ・ 2歳児					
提供曜日	日・月・火・水・木・金・土					
提供時間	平日	時 分	～	時 分		
	土曜日	時 分	～	時 分		
	日曜日	時 分	～	時 分		
提供を行わない日						
1時間当たりの 利用定員	0～2歳児 人	参考				
		0歳児 人	1歳児 人	2歳児 人		
1か月当たりの標準 的な開所日数・時間	開所日数					
	開所時間					
1か月当たりの 利用定員	0～2歳児 人	参考				
		0歳児 人	1歳児 人	2歳児 人		
職員の 状況	職種		乳児等通園支援従事者		うち保育士資格者数	
			専従	兼務	専従	兼務
	配置	常勤	人	人	人	人
	職員数	非常勤	人	人	人	人

給食の実施状況	実施有無	有 ・ 無				
	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参				
	提供内容	<input type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	設備	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 加熱、保存等の機能を有する設備の有無				
		給食（弁当を除く。）のアレルギー対応の有無			有 ・ 無	
障害児対応の有無	有 ・ 無					
医療的ケア児対応の有無	有 ・ 無					
施設設備	設備	室数	設置階	設備	室数	設置階
	乳児室			ほふく室		
	保育室			遊戯室		
	便所					
室別面積等	乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員	ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員
	0歳			0歳		
	1歳			1歳		
	保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員	遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員
	0歳			0歳		
	1歳			1歳		
	2歳			2歳		
利用料等	利用料金（1時間あたり）					
	キャンセル料の有（理由・金額）・無		有（ ） ・ 無			
	その他の費用の有（内容・理由・金額）・無		有（ ） ・ 無			
その他の運営情報	相談、苦情等の対応のための取組の状況					
	<input type="checkbox"/> 受付窓口の設置 <input type="checkbox"/> 内容の記録 <input type="checkbox"/> 市町村実施事業への協力 <input type="checkbox"/> 改善結果の市町村への報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	利用手続・利用者に対する事前説明等の状況					
	<input type="checkbox"/> 文書の交付（郵送又は説明会での配付等） <input type="checkbox"/> メール送信 <input type="checkbox"/> ホームページからダウンロード <input type="checkbox"/> CD等の媒体による交付					
	事故発生の防止及び発生時の対応					
	<input type="checkbox"/> 指針の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	秘密保持のための措置					
	<input type="checkbox"/> 規定の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	自己評価の実施・結果の公表状況					

	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表無し） <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）
	第三者評価の実施・結果の公表状況
	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表無し） <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）
	公認会計士等による監査の実施状況
	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の定款、寄附行為及び登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合） ・乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し ・事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要を記載した書類 ・管理者の経歴書 ・運営規程 ・利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類 ・事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 ・事業に係る資産の状況 ・乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書（別記様式第2号）（加算の適用を申請する場合） ・誓約書 ・役員の状況（氏名、生年月日及び住所）を記載した書類 ・事故発生の防止及び発生時の対応を記載した書類 ・秘密保持のための措置を記載した書類 ・その他確認に関し必要と認める書類

付表2 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の確認に係る記載事項

フリガナ 名称				
実施場所・ 所在地・連絡先	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区			
	(ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号	
	E-mailアドレス			
管理者に関する 情報	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
	住所・ 連絡先	(郵便番号 —) 都道 郡市 府県 区		
		(ビルの名称等)		
		電話番号		FAX番号
資格	有(資格の種類:)・無			
認可年月日	年 月 日			
受入年齢	0歳児 ・ 1歳児 ・ 2歳児			
提供曜日	日・月・火・水・木・金・土			
提供時間	平日	時 分 ~ 時 分		
	土曜日	時 分 ~ 時 分		
	日曜日	時 分 ~ 時 分		
提供を行わない日				
1時間当たりの 利用定員	0歳児	1・2歳児	合計	1時間当たりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員	人	人	人	人
教育・保育の在籍児童数	人	人	人	
1か月当たりの標準 的な開所日数・時間	開所日数			
	開所時間			
1か月当たりの 利用定員	0歳児	1・2歳児	合計	1か月当たりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員	人	人	人	人
教育・保育の在籍児童数	人	人	人	
室別面積等			0歳児	1・2歳児
	保育室等の面積			
	保育に必要な面積			
	乳児等通園支援事業に充てられる面積			

		0歳児	1・2歳児
職員の配置状況	保育に従事する職員数		
	（うち保育士数）		
	保育に必要な職員数		
	乳児等通園支援事業に従事できる職員数		
給食の実施状況	実施有無	有 ・ 無	
	提供方法	<input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設又は給食搬入施設 <input type="checkbox"/> それ以外から搬入 <input type="checkbox"/> 弁当持参	
	提供内容	<input type="checkbox"/> 完全給食 <input type="checkbox"/> 副食給食 <input type="checkbox"/> 軽食のみ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	設備	<input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 加熱、保存等の機能を有する設備の有無	
		給食（弁当を除く。）のアレルギー対応の有無	有 ・ 無
障害児対応の有無	有 ・ 無		
医療的ケア児対応の有無	有 ・ 無		
利用料	利用料金（1時間あたり）		
	キャンセル料の有（理由・金額）・無	有（ ） ・ 無	
	その他の費用の有（内容・理由・金額）・無	有（ ） ・ 無	
その他の運営情報	相談、苦情等の対応のための取組の状況		
	<input type="checkbox"/> 受付窓口の設置 <input type="checkbox"/> 内容の記録 <input type="checkbox"/> 市町村実施事業への協力 <input type="checkbox"/> 改善結果の市町村への報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	利用手続・利用者に対する事前説明等の状況		
	<input type="checkbox"/> 文書の交付（郵送又は説明会での配付等） <input type="checkbox"/> メール送信 <input type="checkbox"/> ホームページからダウンロード <input type="checkbox"/> CD等の媒体による交付		
	事故発生の防止及び発生時の対応		
	<input type="checkbox"/> 指針の整備 <input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	秘密保持のための措置		
	<input type="checkbox"/> 規定の整備 <input type="checkbox"/> 研修の実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	自己評価の実施・結果の公表状況		
	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表無し） <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）		
	第三者評価の実施・結果の公表状況		
	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表無し） <input type="checkbox"/> 実施（結果の公表あり）		
	公認会計士等による監査の実施状況		
	<input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 実施		
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の定款、寄附行為及び登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合） ・乳児等通園支援事業の認可を受けていることを証明する書類の写し ・事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要を記載した書類 		

添付書類

- ・ 運営規程
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類
- ・ 事業に係る資産の状況
- ・ 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書（別記様式第2号）（加算の適用を申請する場合）
- ・ 誓約書
- ・ 事故発生の防止及び発生時の対応を記載した書類
- ・ 秘密保持のための措置を記載した書類
- ・ その他確認に関し必要と認める書類

別記様式第2号（第2条関係）

乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費に係る加算適用申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

所在地
 申請者 名 称
 代表者氏名
 (法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同令第39条第1項第14号に規定する乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項として、以下のとおり加算の適用を申請します。

1 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	

2 適用を受けようとする加算

該当するものに○	加算名	確認項目	
	賃借料加算	適用年月日	年 月 日
		契約金額 (月額、消費税込)	
	特別地域加算	事業所の所在地	上記「事業所の所在地」のとおり

3 添付書類

賃貸借契約書の写し（賃借料加算の適用を受ける場合）

別記様式第3号（第3条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名
（法人以外の者にあつては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の確認の変更を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称（氏名）											
	主たる事務所の所在地・連絡先	（郵便番号 — ）										
		都道 郡市					府県 区					
		（ビルの名称等）										
		電話番号							FAX番号			
	E-mailアドレス											
	法人等の種別						法人所轄庁					
	代表者の 職名・氏名	職名					フリガナ 氏名					
	代表者生年月日	年 月 日（満 歳）				代表就任年月日			年 月 日			
	代表者の 住所・連絡先	（郵便番号 — ）										
都道 郡市					府県 区							
（ビルの名称等）												
電話番号							FAX番号					
事業者番号					※既に特定教育・保育施設等を設置しており、事業者番号が付番されている場合に記入してください。							
区 分	区分								添付様式			
	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業								付表 1			
	<input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業								付表 2			

付表1 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の確認変更に係る記載事項

フリガナ 名称										
実施場所・ 所在地・ 連絡先		(郵便番号 —)								
		都道 府県		郡市 区						
		(ビルの名称等)								
		電話番号			FAX番号					
		E-mailアドレス								
1時間当たりの 利用定員		0～2歳児		参考						
				0歳児		1歳児		2歳児		
		人		人		人		人		
1か月当たりの標準 的な開所日数・時間		開所日数								
		開所時間								
1か月当たりの 利用定員		0～2歳児		参考						
				0歳児		1歳児		2歳児		
		人		人		人		人		
職員の 状況	職種		乳児等通園支援従事者			うち保育士資格者数				
			専従		兼務	専従		兼務		
	配置 職員数	常勤	人		人	人		人		
		非常勤	人		人	人		人		
施設設備		設備	室数		設置階		設備	室数		設置階
		乳児室						ほふく室		
		保育室						遊戯室		
		便所								
室別面積等		乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積		定員		ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積		定員
		0歳						0歳		
		1歳						1歳		
		保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積		定員		遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積		定員
		0歳						0歳		
		1歳						1歳		
2歳						2歳				
利用定員を増加 しようとする 理由										

添付書類	<ul style="list-style-type: none">・申請者の定款、寄附行為及び登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合）・事業所の平面図（各室の用途を明示する。）及び設備の概要を記載した書類・運営規程・事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類・その他確認変更に関し必要と認める書類
------	--

付表2 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の確認変更に係る記載事項

フリガナ 名称				
実施場所・ 所在地・ 連絡先	(郵便番号 —)			
	都道 府県		郡市 区	
	(ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号	
	E-mailアドレス			
1時間当たりの 利用定員	0歳児	1・2歳児	合計	1時間当たりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員	人	人	人	人
教育・保育の在籍児童数	人	人	人	
1か月当たりの標準 的な開所日数・時間	開所日数			
	開所時間			
1か月当たりの 利用定員	0歳児	1・2歳児	合計	1か月当たりの利用定員 (利用定員の空き枠)
教育・保育の利用定員	人	人	人	人
教育・保育の在籍児童数	人	人	人	
室別面積等			0歳児	1・2歳児
	保育室等の面積			
	保育に必要な面積			
	乳児等通園支援事業に充てられる面積			
職員の配置状況			0歳児	1・2歳児
	保育に従事する職員数			
	(うち保育士数)			
	保育に必要な職員数			
乳児等通園支援事業に従事できる職員数				
利用定員を増加 しようとする 理由				
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の定款、寄附行為及び登記事項証明書の写し(申請者が法人の場合) ・事業所の平面図(各室の用途を明示する。)及び設備の概要を記載した書類 ・運営規程 ・事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 ・その他確認変更に関し必要と認める書類 			

別記様式第4号(第4条関係)

特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

所在地
 申請者 名 称
 代表者氏名
 (法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更がありましたので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定により届け出ます。

		事業者番号													
変更があった事業者		名 称													
		所在地													
区分															
変更があった事項		変更の内容													
1	事業所の名称	(変更前)													
2	事業所の所在地														
3	申請者の名称及び主たる事務所の所在地														
4	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名														
5	定款、寄附行為等及びその登記事項証明書（当該確認に係る事業に関するものに限る。）														
6	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要	(変更後)													
7	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所														
8	運営規定														
9	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項														
10	役員の氏名、生年月日及び住所														
変更年月日		年 月 日													

備考

- 「変更があった事項」欄については、該当項目番号に○を付してください。
- 変更内容が分かる書類を添付してください。また、管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付してください。
- 変更があったときは、10日以内に届け出てください。

別記様式第5号（第4条関係）

利用定員減少の届出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地
 申請者 名 称
 代表者氏名
 （法人以外の者にあつては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定により届け出ます。

	事業者番号						
利用定員を減少する事業者	名 称						
	所在地						
区分							
利用定員を減少しようとする年月日	年		月		日		
利用定員を減少する理由							
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置							
変更前の利用定員（人）				変更後（減少）の利用定員（人）			
参考				参考			
0～2歳児	0歳児	1歳児	2歳児	0～2歳児	0歳児	1歳児	2歳児
人	人	人	人	人	人	人	人

備考 利用定員減少の日の3月前までに届け出てください。

別記様式第6号（第5条関係）

確認辞退申出書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

所在地
 申請者 名 称
 代表者氏名
 （法人以外の者にあつては、住所及び氏名）

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定により確認を辞退しますので、次のとおり申し出ます。

	事業者番号																					
確認を辞退する事業者	名 称																					
	所在地																					
区分																						
確認を受けた年月日	年			月			日															
確認を辞退する年月日	年			月			日															
確認を辞退する理由																						
現に利用している小学校就学前子どもに対する措置																						

備考 確認を辞退する日の3月前までに申し出てください。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第27号

和歌山市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号イ（イ）中「及び」を「、」に改め、「条例第11条の6の5第1項第2号に定める額」の次に「並びに条例第11条の15第1項第2号及び第3号に定める額」を加え、同号イ（ウ）中「及び条例第11条の6の5第1項第3号アに定める額」を「、条例第11条の6の5第1項第3号アに定める額及び条例第11条の15第1項第4号アに定める額」に改め、同号ウ（イ）中「被保険者均等割額」を「条例第11条第1項第2号に定める額、条例第11条の6の5第1項第2号に定める額並びに条例第11条の15第1項第2号及び第3号に定める額の合計額」に改め、同号ウ（ウ）中「及び条例第11条の6の5第1項第3号アに定める額」を「、条例第11条の6の5第1項第3号アに定める額及び条例第11条の15第1項第4号アに定める額」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

市長の権限に属する事務の一部を議会事務局の職員に執行させる規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第28号

市長の権限に属する事務の一部を議会事務局の職員に執行させる規則

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を議会事務局の職員に執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

（議会事務局の職員に係る事務の執行）

第2条 市長は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を議会事務局の職員に執行させるものとする。

- （1）議会に係る予算の原案の作成に関すること。
- （2）議会に係る収入に関すること。
- （3）議会に係る予算の執行及び契約の締結に関すること。
- （4）議会に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。

2 市長は、前項の事務を執行させるため、議会事務局の職員を、その職にある間市長事務部局の職員に併任するものとする。

（事務処理）

第3条 前条の規定により事務を執行する議会事務局の職員は、当該事務の執行を市長事務部局の職員の例により処理しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第29号

和歌山市行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の7第1項第1号エ中「及び自衛官候補生」を削る。

第6条の8第2項第1号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号）に関すること。

第6条の8中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 脱炭素社会推進課は、脱炭素社会の実現に向けた施策の総合的な企画及び調整並びに推進を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

（1）脱炭素社会の実現に係る総合的施策の企画、立案及び調整に関すること。

（2）脱炭素社会の実現に向けた取組の推進に関すること。

（3）脱炭素に関する普及啓発に関すること。

第6条の11第1項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号エ中「和歌山市八番丁館」を「新南交流館」に改め、同号中エをウとし、オを削り、カをエとし、キを削り、クをオとし、ケからサをカからクとし、クの次に次のように加える。

ケ 長寿社会施策に関すること。

コ 高齢者に対するいきがい事業に関すること。

サ 西庄ふれあいの郷に関すること。

第6条の11第1項第1号シを次のように改める。

シ 老人福祉大岩基金、いきがい基金、長寿社会福祉基金及び社会福祉和田基金に関すること。

第6条の11第1項第1号中スをセとし、シの次に次のように加える。

ス その他高齢者の在宅福祉事業に関すること。

第6条の11第1項第2号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オ及びカを削り、キをエとし、クをオとし、ケをカとし、コを削り、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）地域福祉班 次に掲げる事務

ア 福祉に係る総合的施策の企画、調整及び実施に関すること。

イ 社会福祉協議会に関すること。

ウ 社会福祉審議会に関すること。

エ 老人クラブ及び老人クラブ連合会に関すること。

オ 民生委員及び児童委員に関すること。

カ 民生委員推薦会に関すること。

キ 福祉交流館に関すること。

ク 福祉に係る表彰に関すること。

第6条の11第3項第2号に次のように加える。

エ 居住安定援助賃貸住宅に関する事（住宅（ハード）に関する事を除く。）。

第6条の12第3項第1号中ケをコとし、カからクをキからケとし、オの次に次のように加える。

カ 特定乳児等通園支援施設の確認及び乳児等支援給付費の支給に関する事。

第6条の12第3項第2号カ中「乳児等通園支援事業の認定」を「乳児等支援給付認定」に改め、同号中キを削る。

第6条の13第1項第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 起業家・ベンチャービジネスの支援に関する事。

第6条の13第2項第2号中オを削り、カをオとし、キをカとし、クをキとする。

第6条の16第3項第3号オ中「（昭和41年法律第45号）」を削り、同条第4項第1号ク中「維持修繕」を削り、同号中「経営計画」を「経営」に改め、同号中ソ及びタを削り、チをソとし、ツを削り、テをタとし、同項第2号中ケを削り、コをケとする。

第6条の17第1項第1号中ア及びイを削り、ウをアとし、エを削り、オをイとし、イの次に次のように加える。

ウ スカイトウンつつじが丘に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条の17第1項第1号中カを削り、キをエとし、同項第2号中ウ及びエを削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）活用班 次に掲げる事務

ア 住宅に係る計画策定に関する事。

イ 市営住宅長寿命化計画の総括に関する事。

ウ マンション管理適正化推進計画に関する事。

エ 事前復興計画に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

オ 公営住宅の調査及び計画策定に関する事。

カ 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（これらに係る附属施設及び用地を含む。）の処分に関する事。

キ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する事。

ク 居住安定援助賃貸住宅に関する事（居住サポート（ソフト）に関する事を除く。）。

第6条の17第2項を次のように改める。

2 住宅管理課は、市営住宅の適正な維持、管理等を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。

（1）業務班 次に掲げる事務

ア 改良住宅並びに地域改善向け公営住宅及び特定公共賃貸住宅の使用料の決定に関する事。

イ 改良住宅及び地域改善向け公営住宅の調査及び計画策定に関する事。

ウ 住宅改修資金に関する事。

エ 課内他班の所管に属しない事。

（2）管理第1班 次に掲げる事務

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の使用料の決定に関する事。

イ 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入退居に関する事。

ウ 公営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡しに関する事（使用料の滞納に係るものを除く。）。

- エ 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（これらに係る附属施設及び用地を含む。）の維持管理に関すること。
- オ 市営住宅の用途廃止及び建替事業に伴う入居者の転居に関すること。
- カ 市営住宅の用途廃止及び建替事業に伴う入居者への補償及び家賃補助に関すること。
- キ 住宅用地等の賃貸借に関すること。

(3) 管理第2班 次に掲げる事務

- ア 改良住宅並びに地域改善向け公営住宅及び特定公共賃貸住宅（これらに係る附属施設及び用地を含む。）の維持管理に関すること。
- イ 改良住宅並びに地域改善向け公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入退居に関すること。
- ウ 改良住宅並びに地域改善向け公営住宅及び特定公共賃貸住宅の明渡しに関すること（使用料の滞納に係るものを除く。）。
- エ 改良住宅並びに地域改善向け公営住宅及び特定公共賃貸住宅（これらに係る附属施設及び用地を含む。）の処分に関すること。

(4) 工事班 次に掲げる事務

- ア 市営住宅の維持修繕に関すること。
- イ 市営住宅の建設に係る設計及び工事に関すること。

第6条の17中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第6条の18第2項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる事務

- ア 公共交通に関すること（貴志川線活性化推進室の所管に属するものを除く。）。
- イ 関西国際空港に関すること。
- ウ 自転車活用の推進に関すること。

(2) 貴志川線活性化推進室 次に掲げる事務

- ア 貴志川線の維持・活性化に関すること。
- イ 貴志川線の上下分離方式への移行に関すること。

第6条の18第6項第2号コ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、「届出、」を削る。

別表第1 市民環境局の部環境部の款環境政策課の項の次に次のように加える。

脱炭素社会推進課	
----------	--

別表第1 福祉局の部社会福祉部の款高齢者・地域福祉課の項中「総務管理班」の次に「、地域福祉班」を加え、「、高齢者支援班」を削り、同表都市建設局の部建築住宅部の款住宅政策課の項中「政策班」の次に「、活用班」を加え、同表住宅第1課の項を次のように改める。

住宅管理課	業務班、管理第1班、管理第2班、工事班
-------	---------------------

別表第1 都市建設局の部建築住宅部の款住宅第2課の項を削り、同部都市計画部の款交通政策課の項に「貴志川線活性化推進室」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

- 2 市長事務部局の職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表住宅第1課の項中「住宅第1課」を「住宅管理課」に改める。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第30号

和歌山市事務決裁規則の一部を改正する規則

和歌山市事務決裁規則（平成15年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 5 前各項の規定により合議を要する事項について、当該合議を行う者が不在である場合における取扱いについては、第9条から前条までの規定の例による。

別表第2個別決裁事項の福祉局社会福祉部に関する事項の表生活支援第2課の項に次の1号を加える。

4	居住安定援助賃貸住宅事業の報告の徴収、立入検査又は改善命令を行うこと（住宅（ハード）に関するものを除く。）。		○				建築住宅部長及び住宅政策課長
---	--	--	---	--	--	--	----------------

別表第2個別決裁事項の福祉局こども未来部に関する事項の表保育こども園課の項第3号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同項第4号中「又は家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業」に改め、同項第8号及び第9号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加え、同項第12号及び第13号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定乳児等通園支援事業」に改め、同項第14号中「又は特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者又は特定乳児等通園支援事業者」に改める。

別表第2個別決裁事項の都市建設局建築住宅部に関する事項の表住宅政策課の項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同号の前に次の3号を加える。

8	居住安定援助賃貸住宅事業の認定又は認定の拒否若しくは取消しを行うこと。	認定	拒否 取消し				認定にあっては生活支援第2課長、認定の拒否及び取消しにあっては社会福祉部長及び生活支援第2課長
---	-------------------------------------	----	-----------	--	--	--	---

9 居住安定援助賃貸住宅事業の報告の徴収、立入検査 又は改善命令を行うこと（居住サポート（ソフト）に関するものを除く。）。		○				社会福祉部長及び生活支援第2課長
10 居住安定援助賃貸住宅事業の認定事業者の地位の承継の承認を行うこと。		○				社会福祉部長及び生活支援第2課長

別表第2個別決裁事項の都市建設局建築住宅部に関する事項の表住宅第1課住宅第2課の項中「住宅第1課住宅第2課」を「住宅管理課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第31号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第54条第17号を削り、同条中第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

第56条第3項中「、資金前渡職員の更てつ通知を添え」を削る。

第92条第6項中「第3項から第5項まで」を「第3項から前項まで」に改める。

第95条第1項中「更迭」を「交代」に改める。

第123条中「書類」の次に「又はこれらに係る電磁的記録」を加える。

第206条中「書面」の次に「又は電磁的記録」を加える。

別表第3 財政局の部 税務部の 款 納税課の項中「（昭和34年法律第147号）」を削り、同表 福祉局の部 子ども未来部の 款 名草保育所の項を削り、同表 都市建設局の部 建築住宅部の 款 住宅第1課の項中「住宅第1課」を「住宅管理課」に改め、「貸地料」の次に「、住宅改修資金返還金」を加え、同 款 住宅第2課の項を削り、同表 教育委員会の部 学校給食第二共同調理場、宮前小学校、岡崎小学校、和佐小学校及び安原小学校並びに宮前幼稚園及び和佐幼稚園の項の次に次のように加える。

中学校給食センター、日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校及び貴志中学校	センター長	中学校給食センター、日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校及び貴志中学校において取り扱う給食費の収納及び保管	67
--	-------	--	----

別表第3 教育委員会の部 和歌山高等学校の項中「授業料及び入学考査手数料」を「使用料及び手数料」に改める。

別表第4 都市建設局の部 建築住宅部の 款 住宅第1課の項中「住宅第1課」を「住宅管理課」に改め、「貸地料」の次に「、住宅改修資金返還金」を加え、同 款 住宅第2課の項を削り、同表 教育委員会の部 学校給食第二共同調理場の項の次に次のように加える。

中学校給食センター	中学校給食センターに勤務する職員	中学校給食センターにおいて取り扱う給食費の収納
-----------	------------------	-------------------------

別表第4教育委員会の部宮前幼稚園、和佐幼稚園、山口幼稚園及び紀伊幼稚園の項の次に次のように加える。

日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校及び貴志中学校	日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校及び貴志中学校の各中学校に勤務する職員	日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校及び貴志中学校の各中学校において取り扱う給食費の収納
--	--	---

別表第4教育委員会の部和歌山高等学校の項中「授業料及び入学考査手数料」を「使用料及び手数料」に改める。

第72号様式の2中「職氏名」を「氏名」に改める。

第73号様式中「（2枚複写とする）」を削る。

第74号様式中「変更」を「交代」に改める。

第119号様式（その2）中「公金収納受託者設置箇所」を「指定公金事務取扱者取扱い公金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の和歌山市財務規則の様式による用紙は、この規則による改正後の和歌山市財務規則の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第32号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年規則第113号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則33号

和歌山市職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市職員被服等貸与規則（昭和63年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表地域安全課の部に次のように加える。

現場作業に従事する職員	作業服（上、下）	2	3
	ヘルメット	1	5
	雨着	1	2
	防寒着	1	5
	ゴム長靴	1	2

別表保育所の部ドライシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育調理業務員の款ビニール前掛けの項中「

1	2
---	---

」を「

1	1
---	---

」に改め、同部ウエットシステムの設置された施設で給食調理に従事する保育調理業務員の款ビニール前掛けの項中「

1	2
---	---

」を「

1	1
---	---

」に改め、同表住宅政策課住宅第1課住宅第2課耐震・空家対策課の部中「住宅第1課住宅第2課」を「住宅管理課」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第34号

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員恩給条例による恩給改定率の改定に関する規則（平成20年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年度」を「令和8年度」に、「1.047」を「1.067」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第35号

和歌山市税条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市税条例施行規則（昭和29年規則第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表第13号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第24条第1項」を「第24条第3項」に改める。

第29条の見出し中「の種別割」を削る。

第29条の3（見出しを含む。）中「付着」を「附着」に改める。

第33条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第34条第1項中「第86条第4項」を「第86条第5項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削る。

別表中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に、「軽自動車税（種別割）（口座振替用）」を「軽自動車税（口座振替用）」に、「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に、「軽自動車税（種別割）納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

別記様式第6号ク中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改め、同様式サ中「軽自動車税（種別割）（口座振替用）」を「軽自動車税（口座振替用）」に、「軽自動車税（種別割）納税通知書（口座振替）」を「軽自動車税納税通知書（口座振替）」に改める。

別記様式第7号中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

別記様式第19号の2中「軽自動車税（種別割）減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、「・第二種乙」を「・第二種乙
」を「・ミニカー」に改める。

別記様式第28号中「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」を「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表、第5条の2第1項第1号、第29条の3（見出しを含む。）、第34条第1項（「第86条第4項」を「第86条第5項」に改める部分に限る。）及び別記様式第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

（和歌山市財務規則の一部改正）

2 和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第28号様式（その1）及び第28号様式の2（その1）中「軽自動車税（種別割）」を「軽自動車税」に改める。

（和歌山市財務規則の一部改正に伴う経過措置）

3 この規則の施行の際、現に存する前項の規定による改正前の和歌山市財務規則第28号様式（その1）及び第28号様式の2（その2）の様式による用紙は、前項の規定による改正後の和歌山市財務規則第28号様式（その1）及び第28号様式の2（その2）の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市商品用軽自動車等の課税免除に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第36号

和歌山市商品用軽自動車等の課税免除に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市商品用軽自動車等の課税免除に関する規則（平成27年規則第87号）の一部を次のように改正する。

第5条中「に条例第86条の2」を「に同条」に、「和歌山市軽自動車税（種別割）課税免除適用通知書」を「和歌山市軽自動車税課税免除適用通知書」に改める。

第6条中「和歌山市軽自動車税（種別割）課税免除不適用通知書」を「和歌山市軽自動車税課税免除不適用通知書」に改める。

別記様式第2号中「和歌山市軽自動車税（種別割）課税免除適用通知書」を「和歌山市軽自動車税課税免除適用通知書」に改める。

別記様式第4号中「和歌山市軽自動車税（種別割）課税免除不適用通知書」を「和歌山市軽自動車税課税免除不適用通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年月31日

和歌山市 尾花正啓

和歌山市規則第37号

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市障害者就労施設利用者負担の助成に関する規則（令和6年規則第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第38号

和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則（令和元年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第21条の5の15第1項」に、「をし、又は指定しないこととしたときは」を「をしたときは」に改め、「者に」の次に「指定障害児通所支援事業者決定通知書（別記様式第1号）により」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の見出し中「更新」の次に「の通知」を加え、同条中「前条第1項及び第2項」を「前条第1項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「指定障害児通所支援事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「指定障害児通所支援事業者更新決定通知書（別記様式第2号）」と読み替えるものとする。

第4条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第2条第2項」を「第2条第1項」に、「前項」を「法第21条の5の20第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「指定障害児通所支援事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「特定障害児通所支援事業者変更決定通知書（別記様式第3号）」と読み替えるものとする。

第4条第2項を同条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第10号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第11号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「体制等」の次に「の変更」を加え、同条中「第2条第1項の規定による申請」を「障害児通所給付費算定に係る体制等の変更」に、「当該申請に係る障害児通所給付費の請求に関する事項について、障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書（別記様式第6号）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号）別紙様式第2号」に改め、同条を第8条とする。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式を使用して行うものとする。

- (1) 指定の取消し 指定障害児通所支援事業者取消決定通知書（別記様式第7号）
- (2) 指定の全部効力停止 指定障害児通所支援事業者全部効力停止決定通知書（別記様式第8号）
- (3) 指定の一部効力停止 指定障害児通所支援事業者一部効力停止決定通知書（別記様式第9号）

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（事業再開等の届出）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別記様式

第4号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（拒否の通知）

第5条 第2条第1項（第3条及び前条において準用する場合を含む。）の規定により行われた申請を拒否する場合は、指定障害児通所支援事業申請拒否通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

別記様式第1号から第3号までを次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児通所支援事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害児通所支援事業者に係る指定について、同法第21条の5の3第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 利用定員
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 指定年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第2号（第3条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児通所支援事業者更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害児通所支援事業者に係る指定の更新について、同法第21条の5の3第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 利用定員
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 更新年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第3号（第4条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



特定障害児通所支援変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第1項に基づく指定の変更について、同法第21条の5の3第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 利用定員
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 変更年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第6号を削る。

別記様式第5号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、
「住所
事業者（所在地）を
氏名
（名称及び代表者の職氏名）」

「所在地
名称に改め、「㊟」を削り、同様式を別記様式第6号とする。
代表者の職・氏名」

別記様式第4号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、
「住所
事業者（所在地）を
氏名
（名称及び代表者の職氏名）」

「所在地
名称に改め、「㊟」を削り、「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」を「従
代表者の職・氏名」

業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号（第5条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児通所支援事業申請拒否通知書

年 月 日付けであった指定障害児通所支援事業に係る申請について、当該申請を拒否しますので次のとおり通知します。

申請に係る事業の種類	
申請の種類	1 指定 2 指定の更新 3 量（定員）の増加
却下理由	
根拠条文	
備考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、「㊟」を削り、「事業所名称等」を「事業所の名称」に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第7号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、「㊟」を削り、「事業所名称等及び」を「事業所の名称及び」に、「事業所名称」を「事業所の名称」に改め、同様式を別記様式第11号とし、別記様式第6号の次に次の3様式を加える。

別記様式第7号（第7条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児通所支援事業者取消決定通知書

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第8号（第7条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児通所支援事業者全部効力停止決定通知書

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定について、全部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第9号（第7条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定障害児通所支援事業者一部効力停止決定通知書

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定について、一部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の規定により行われた申請及び届出は、この規則による改正後の和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則により行われた申請及び届出とみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の項を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第39号

和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「者に」の次に「基準該当通所支援事業者決定通知書（別記様式第2号）により」を加え、同条に次の1項を加える。

6 市長は、登録をしないときは、その旨を申請をした者に基準該当通所支援事業申請拒否通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

第3条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改める。

第4条第2項中「当該基準該当通所支援事業者に」の次に「基準該当通所支援事業者取消決定通知書（別記様式第6号）により」を加える。

別記様式第1号中「（設置者）」を削り、所在地 所在地
名称を名称に改め、「印」、
代表者 代表者の職・氏名
「県 市」及び「県 郡・市」を削り、「指導訓練室」を「発達支援室」に、
「指定通所支援事業所」を「指定障害児通所支援事業所」に改める。

別記様式第2号中「（設置者）」を削り、住所
（所在地）
氏名 を
（名称及び代表者氏名）」

「所在地
名称に改め、「印」を削り、同様式を別記様式第4号とする。
代表者の職・氏名」

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当通所支援事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年規則第45号）第2条第1項による基準該当通所支援事業者に係る登録について、同条第4項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 登録に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 登録年月日

別記様式第3号中 「住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）」

「所在地
を名称に改め、「印」を削り、
代表者の職・氏名」

「勤務体制・形態一覧表」を「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当通所支援事業申請拒否通知書

年 月 日付けであった基準該当通所支援事業に係る申請について、和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年規則第45号）第2条第4項の規定に基づき、当該申請を拒否しますので、次のとおり通知します。

申請に係る 事業の種類	
理由	
備考	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号（第4条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当通所支援事業者取消決定通知書

和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則（平成24年規則第45号）第4条第1項の規定に基づき、基準該当通所支援事業者の登録を取り消しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の規定により行われた申請及び届出は、この規則による改正後の和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の規定により行われた申請及び届出とみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市児童福祉法に係る基準該当通所支援事業者の登録に関する規則の項を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第40号

和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「者」の次に「に基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書（別記様式第2号）により」を加え、同条に次の1項を加える。

6 市長は、登録をしないときは、その旨を申請をした者に基準該当障害福祉サービス事業申請拒否通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

第3条第1項中「別記様式第2号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改める。

第4条第2項中「基準該当障害福祉サービス事業者に」の次に「基準該当障害福祉サービス事業者取消決定通知書（別記様式第6号）により」を加える。

別記様式第1号中「（設置者）」を削り、所在地 所在地
名称を名称に改め、「印」、「
代表者」 代表者の職・氏名」
県 郡・市」及び「県 市」を削る。

別記様式第2号中「（設置者）」を削り、住所
（所在地）を
氏名
（名称及び代表者氏名）」

「所在地
名称に改め、「印」を削り、同様式を別記様式第4号とする。
代表者の職・氏名」

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当障害福祉サービス事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年規則第50号）第2条第2項による基準該当障害福祉サービス事業者に係る登録について、同条第4項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 登録に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 登録年月日

別記様式第3号中 「住所
（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）」
「所在地
を
氏名
代表者の職・氏名」
に改め、「印」を削り、

「勤務体制・形態一覧表」を「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第3条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当障害福祉サービス事業申請拒否通知書

年 月 日付けであった基準該当障害福祉サービス事業に係る申請について、和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年規則第50号）第3条第4項の規定に基づき、当該申請を拒否しますので、次のとおり通知します。

申請に係る 事業の種類	
理由	
備考	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）
) 処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号（第4条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



基準該当障害福祉サービス事業者取消決定通知書

和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年規則第50号）第4条第1項の規定に基づき、基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取り消します。次のおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の規定により行われた申請及び届出は、この規則による改正後の和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則により行われた申請及び届出とみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の項を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市 尾花正啓

和歌山市規則第41号

和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則（平成24年規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第36条第1項、法第38条第1項又は法第51条の19第1項」に、「をし、又は指定をしないうとしたときは」を「をしたときは」に改め、「者に」の次に「指定障害福祉サービス事業者決定通知書（別記様式第1号）により」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条第2項」を「前条第1項」に、「前項」を「法第37条第1項及び法第39条第1項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「指定障害福祉サービス事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「指定障害福祉サービス事業者変更決定通知書（別記様式第2号）」と読み替えるものとする。

第3条第2項を同条とする。

第4条の見出し中「更新」の次に「の通知」を加え、同条中「第2条第1項及び第2項」を「第2条第1項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、「指定障害福祉サービス事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「指定障害福祉サービス事業者更新決定通知書（別記様式第3号）」と読み替えるものとする。

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第12号」に改め、同条第2項中「別記様式第9号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条の見出しを「（介護給付費又は訓練等給付費算定に係る体制等の変更の届出）」に改め、同条中「第2条の規定による申請（指定一般相談支援事業所に係るものを除く。）」を「介護給付費又は訓練等給付費算定に係る体制等の変更」に、「当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項又は当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項について、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別記様式第7号）」を「児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号）別紙様式第2号」に改め、同条を第9条とする。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式を使用して行うものとする。

- (1) 指定の取消し 指定障害福祉サービス事業者取消決定通知書（別記様式第8号）
- (2) 指定の全部効力停止 指定障害福祉サービス全部効力停止決定通知書（別記様式第9号）

（3）指定の一部効力停止 指定障害福祉サービス事業者一部効力停止決定通知書（別記様式第10号）

第7条を第8条とする。

第6条中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出しを「（事業再開等の届出）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記様式第5号」を「別記様式第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（拒否の通知）

第5条 第2条第1項（第3条及び前条において準用する場合を含む。）の規定により行われた申請を拒否する場合は、指定障害福祉サービス事業等申請却下通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による指定障害福祉サービス事業者に係る指定について、同法第36条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 指定年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第2号（第3条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業者変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第37条第1項に基づく指定の変更について、同法第36条第2項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 利用定員
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 変更年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第3号（第4条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業者更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による指定障害福祉サービス事業者に係る指定の更新について、同法第36条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 更新年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第7号を削る。

別記様式第6号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、

「
住所
事業者（所在地）
名称
（名称及び代表者氏名）」
所在地
を名称に改め、「印」を削り、同様式を別記様式第
代表者氏名」

7号とする。

別記様式第5号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、

「
住所
事業者（所在地）
名称
（名称及び代表者氏名）」
所在地
を名称に改め、「印」を削り、同様式を別記様式第
代表者氏名」

6号とする。

別記様式第4号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、

「
住所
事業者（所在地）
名称
（名称及び代表者氏名）」
所在地
を名称に改め、「印」を削り、「勤務体制・形態一
代表者氏名」

覧表」を「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号（第5条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業等申請拒否通知書

年 月 日付けであった指定障害福祉サービス事業等に係る申請について、当該申請を拒否しますので、次のとおり通知します。

申請に係る事業の種類	
申請の種類	1 指定 2 指定の更新 3 量（定員）の増加
却下理由	
根拠条文	
備考	

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第9号中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、

「住所
（主たる事務所の所在地）
名称
代表者氏名」
「所在地
を名称に改め、「㊟」を削り、「事業所名称等」を「事業
代表者氏名」

所の名称」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第8号中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、「名称
代表者氏名」を

「所在地
名称に改め、「㊟」を削り、「事業所名称等及び」を「事業所の名称及び」に、「
代表者の職・氏名」

「事業所名称」を「事業所の名称」に改め、同様式を別記様式第11号とし、別記様式第7号
の次に次の3様式を加える。

別記様式第8号（第8条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業者取消決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第9号（第8条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害福祉サービス事業者全部効力停止決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定について、全部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第8条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定障害福祉サービス事業者一部効力停止決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定について、一部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請及び届出は、この規則による改正後の和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則により行われた申請及び届出とみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業所の指定等に関する規則の項を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第42号

和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則（平成24年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項」に、「をし、又は指定をしないこととしたときは」を「をしたときは」に改め、「者に」の次に「次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式により」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項に基づく申請 指定特定相談支援事業者決定通知書（別記様式第1号）
- (2) 児童福祉法第24条の28第1項に基づく申請 指定障害児相談支援事業者決定通知書（別記様式第2号）

第2条第2項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

第3条の見出し中「更新」の次に「の通知」を加え、同条中「前条第1項及び第2項の規定」を「前条第1項の規定（第2号の規定を除く。）」に改め、「又は児童福祉法第24条の29第1項の指定の更新」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、前条第1項第1号中「指定特定相談支援事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「指定特定相談支援事業者更新決定通知書（別記様式第3号）」に読み替えるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前条第1項の規定（第1号の規定を除く。）は、児童福祉法第24条の29第1項の指定の更新について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「指定特定相談支援事業者決定通知書（別記様式第1号）」とあるのは、「指定障害児相談支援事業者更新決定通知書（別記様式第4号）」に読み替えるものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第15号」に改め、同条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第16号」に改め、同条第3項中「別記様式第7号」を「別記様式第17号」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「又は児童福祉法第24条の36の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは」を「の規定により次に掲げる処分を行ったときは、当該各号に掲げる様式により」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 指定の取消し 指定特定相談支援事業者取消決定通知書（別記様式第8号）
- (2) 指定の全部効力停止 指定特定相談支援事業者全部効力停止決定通知書（別記様式第9号）

（3）指定の一部効力停止 指定特定相談支援事業者一部効力停止通知書（別記様式第10号）
第5条に次の1項を加える。

2 市長は、児童福祉法第24条の36の規定により次に掲げる処分を行ったときは、当該各号に掲げる様式により、指定事業者に通知するものとする。

（1）指定の取消し 指定障害児相談支援事業者取消決定通知書（別記様式第11号）

（2）指定の全部効力停止 指定障害児相談支援事業者全部効力停止決定通知書（別記様式第12号）

（3）指定の一部効力停止 指定障害児相談支援事業者一部効力停止決定通知書（別記様式第13号）

第5条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費算定に係る体制等の変更の届出）

第7条 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費算定に係る体制等の変更をする者は、児童福祉法施行規則の規定に基づき子ども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年子ども家庭庁・厚生労働省告示第3号）別紙様式第2号により市長に届け出るものとする。

第4条の見出しを「（事業再開等の届出）」の改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第6号」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（拒否の通知）

第4条 第2条第1項（前条の規定において準用する場合を含む。）の規定により行われた申請を拒否する場合は、指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業申請拒否通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

別記様式第1号及び第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による指定特定相談支援事業者に係る指定について、同法第51条の20第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 指定年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第2号（第2条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児相談支援事業者決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害児相談支援事業者に係る指定について、同法第24条の28第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 指定年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第6号中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、
「所在地
名称
代表者氏名」を「所在地
名称
代表者氏名」

め、「㊟」を削り、「事業所名称等」を「事業所の名称」に、「事業所名称」を

「事業所の名称」に、「事業所名称及び」を「事業所の名称及び」に改め、同様式を別記様式第15号とする。

別記様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に、
「住所
(所在地)
氏名」を
(名称及び代表者氏名)」

「所在地
名称」に改め、「印」を削り、「勤務体制・形態一覧表」を「従業員の勤務の体制及
代表者の職・氏名」
び勤務形態一覧表」に改め、同様式を別記様式第6号とし、別記様式第2号の次に次の1様式を加える。

別記様式第3号（第3条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業者更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による指定特定相談支援事業者に係る指定の更新について、同法第51条の20第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 更新年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第7中「第6関係」を「第8関係」に改め、

「住所
(主たる事務所の所在地)
名称
(代表者氏名)」

「所在地
名称に改め、「㊟」を削り、「事業所名称等」を「事業所の名称」に改め、同様式を別記
代表者氏名」
様式第16号とする。

別記様式第4号中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、

「住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)」

「所在地
名称に改め、「㊟」を削り、同様式を別記様式第7号とする。
代表者氏名」
別記様式第3号の次に次の1様式を加える。

別記様式第4号（第3条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児相談支援事業者更新決定通知書

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（昭和22年法律第164号）による指定障害児相談支援事業者に係る指定の更新について、同法第24条の26第1項第1号の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

なお、事業の運営については、同法その他の関係法令の規定に基づき適切に行ってください。

- 1 事業所番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 指定に係る事業の種類
- 5 主たる対象とする障害種別
- 6 事業者の名称
- 7 事業者の主たる事務所の所在地
- 8 更新年月日
- 9 指定の有効期限

別記様式第5号中「第6条関係」を「第8条関係」に改め、
「所在地
名称を名称に改
代表者氏名」代表者氏名」

め、「@」を削り、「事業所名称等及び」を「事業所の名称及び」に、「事業所名称」を

「事業所の名称」に、「事業所名称及び」を「事業所の名称及び」に改め、同様式を別記様式第

14号とする。

別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号（第4条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業申請拒否通知書

年 月 日付けであった申請について、当該申請を拒否しますので、次のとおり通知します。

申請に係る事業の種類	
申請の種類	1 指定 2 指定の更新
却下理由	
根拠条文	
備考	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第7号の次に次の6様式を加える。

別記様式第8号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業者取消決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の29第2項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定を取り消しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第9号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業者全部効力停止決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の29第2項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定について、全部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第10号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定特定相談支援事業者一部効力停止決定通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第1223号）第51条の29第2項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者の指定について、一部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第11号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児相談支援事業者取消決定通知書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定を取り消しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
取消理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第12号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長



指定障害児相談支援事業者全部効力停止決定通知書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定について、全部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記様式第13号（第6条関係）

和歌山市指令 第 号
年 月 日

様

和歌山市長 印

指定障害児相談支援事業者一部効力停止決定通知書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者の指定について、一部の効力を停止しますので、次のとおり通知します。

事業所名	
事業所所在地	
事業所番号	
サービス種類	
効力停止期間	
効力停止内容	
理由	

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山市を被告として（訴訟において和歌山市を代表する者は、和歌山市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の規定により行われた申請及び届出は、この規則による改正後の和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則により行われた申請及び届出とみなす。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の指定等に関する規則の項を削る。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第43号

和歌山市予防接種費の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種費の助成に関する規則（平成19年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「区域外の医療機関」を「契約医療機関外」に改める。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 契約医療機関外 本市と予防接種に係る委託契約を締結していない医療機関をいう。

第3条第1項中「区域外の医療機関」を「契約医療機関外」に、同項第2号中「区域外」を「契約医療機関外」に改める。

第4条第1項中「区域外」を「契約医療機関外」に改め、同項第1号中「第4号」を「第6号」に改め、同項第2号中「1,000円」を「1,500円」に、同項第3号中「3,000円」を「3,500円」に改める。

第4条第3項中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「3,500円」に改める。

第5条中「区域外」を「契約医療機関外」に改める。

別表第1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項を削り、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「5,302円」を「10,516円」に改め、同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの部第1期の項中「6,611円」を「7,876円」に改め、同部第2期の項中「5,071円」を「6,336円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの部第2期の項中「10,703円」を「11,528円」に改め、同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの部中「7,216円」を「7,491円」に改め、同表インフルエンザHAワクチンの項中「4,500円」を「4,590円」に改め、同表沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「（小児がかかるものに限る。）」を加え、同表組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項を削り、同表組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項中「26,863円」を「28,691円」に改め、同表23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの項を次のように改める。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（高齢者がかかるものに限る。）	定期	11,561円
---------------------------------	----	---------

別表第1に次のように加える。

組換えRSウイルスワクチン	定期	29,543円
---------------	----	---------

別表第2 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの項を削り、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「5,302円」を「8,976円」に改め、同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「5,071円」を「6,336円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの項中「10,296円」を「11,121円」に改め、同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの項中「7,216円」を「7,491円」に改め、同表沈降15価肺炎球

菌結合型ワクチン又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチンの項中「沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン又は沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン」の次に「(小児がかかるものに限る。)」を加え、「11,968円」を「12,386円」に改め、同表組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項を削り、同表組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの項中「26,863円」を「28,691円」に改め、同表23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの項を次のように改める。

沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(高齢者がかかるものに限る。)	11,561円
---------------------------------	---------

別記様式第1号中「区域外」を「契約医療機関外」に、

- 「
- | | |
|--|---|
| 1 和歌山市外に滞在しており、和歌山市での接種が困難なため
2 病気治療等により和歌山市外の医療機関に入院若しくは通院又は和歌山市外の施設等に入所し、若しくは通所しているため
3 その他() | を |
|--|---|
- 」

- | | |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> 里帰り(出産・その他) <input type="checkbox"/> かかりつけ医
<input type="checkbox"/> 長期入院治療中 <input type="checkbox"/> 施設入所中
<input type="checkbox"/> その他() | に改める。 |
|--|-------|

別記様式第2号中「区域外」を「契約医療機関外」に、

- 「
- | | |
|--|---|
| 1 和歌山市外に滞在しており、和歌山市での接種が困難なため
2 病気治療等により和歌山市外の医療機関に入院若しくは通院又は和歌山市外の施設等に入所し、若しくは通所しているため
3 その他() | を |
|--|---|
- 」

- | | |
|--|-------|
| <input type="checkbox"/> 里帰り(出産・その他) <input type="checkbox"/> かかりつけ医
<input type="checkbox"/> 長期入院治療中 <input type="checkbox"/> 施設入所中
<input type="checkbox"/> その他() | に改める。 |
|--|-------|

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定による予防接種を、本市と予防接種に係る委託契約を締結していない医療機関で受けた者に対する予防接種に係る費用の助成について適用する。

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第44号

和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市母子家庭、寡婦及び父子家庭生活支援員派遣に関する条例施行規則（平成12年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（生活支援員の派遣申請等）」に改め、同条中「世帯登録した全員の前年（1月から7月までの間に生活支援員の派遣を受けようとするときにあっては、前々年）の所得を証明できる」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）世帯登録した全員の前年（1月から7月までの間に生活支援員の派遣を受けようとするときにあっては、前々年）の所得を証明できる書類
- （2）生活支援員の派遣を必要とする理由を示す書類

第5条に次の1項を加える。

2 市長は前項の申請があったときは、内容を審査し、その結果を母子家庭、寡婦、父子家庭生活支援員派遣申請結果通知書（別記様式第6号）により当該申請人に通知するものとする。

第8条を削り、第7条を第8条とする。

第6条中「別記様式第6号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（損害の負担）

第6条 条例第3条第2項の支援において、生活支援員の派遣を受けている世帯の責めに帰すべき理由により世帯員に生じた損害は、当該世帯の負担とする。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（生活支援員派遣の委託）

第9条 生活支援員の派遣は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表第1号若しくは別表第13号に掲げる活動を行う特定非営利活動法人又はこれに準じる法人に委託するものとする。

（不正利得の徴収）

第10条 偽りその他不正な手段により生活支援員の派遣を受けた者に対しては、市長は、その派遣に要した費用の全部又は一部の返還を請求するものとする。

別記様式第5号中

「添付書類 世帯全員の前年（1月から7月までの間に生活支援員の派遣を受けようとする場合にあっては、前々年）の所得を証明する書類」

「添付書類

- 1 世帯登録した全員の前年（1月から7月までの間に生活支援員の派遣を受けようとするときにあっては、前々年）の所得を証明する書類 に改
- 2 生活支援員の派遣を必要とする理由を示す書類 」

める。

別記様式第6号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を別記様式第7号とし、別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号（第5条関係）

母子家庭

寡婦 生活支援員派遣申請結果通知書

父子家庭

第 号
年 月 日

様

和歌山市長

母子家庭

年 月 日付けで申請のあった 寡婦 生活支援員派遣申請については、次のとおり
父子家庭

決定しましたので通知します。

住所	
母子家庭の母、寡婦又は父子家庭の父の氏名	
登録番号	第 号
派遣の可否	
派遣日時	
派遣を行わない理由	

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(令和 8 年 3 月 3 1 日 掲 示 済)

和歌山市訓令第2号

アナログ規制の見直しに伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

アナログ規制の見直しに伴う関係規程の整備に関する規程

(和歌山市地価公示図書等閲覧規程の一部改正)

第1条 和歌山市地価公示図書等閲覧規程(平成5年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及びサービスセンター」を削る。

第3条中「午後0時45分」を「午後1時」に改める。

第6条の見出し中「手続」を「方法」に改め、同条中「閲覧所に備付けの閲覧簿に閲覧者の住所、氏名その他必要な事項を記入し、閲覧の申請をし」を「係員に申し出」に改める。

第9条を削る。

(和歌山市道路監理員規程の廃止)

第2条 和歌山市道路監理員規程(昭和41年達第2号)を廃止する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市訓令第3号

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市文書取扱規程の一部を改正する規程

第35条第4項中「発信番号」を「発送番号」に改め、「当該」を削り、同条第6項本文中「その」を「当該」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「又は文書管理システムにおいて当該收受文書に関連文書として登録し、別に番号を取得したとき」を加える。

第46条第1項第4号中「表紙にその旨を記載するとともに」を削り、同項第7号中「、表紙にその旨を記載し」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市訓令第4号

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

和歌山市職員安全衛生管理規程（昭和63年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1伏虎義務教育学校の項中「教頭」を「副校長」に改め、同表学校附属の給食場及び共同調理場の項中「及び共同調理場」を「、共同調理場及び中学校給食センター」に改める。

別表第2安全衛生委員会の部学校附属の給食場及び共同調理場（和歌山市立学校附属の給食場等安全衛生委員会）の項を次のように改める。

学校附属の給食場、共同調理場及び中学校給食センター（和歌山市立学校附属の給食場等安全衛生委員会）	1	1	1	1	12	16	給食管理課
--	---	---	---	---	----	----	-------

別表第3西保健センターの項を次のように改める。

中保健センター以外の保健センター（職員数10人以上50人未満）	各保健センター長
---------------------------------	----------

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月27日揭示済）

和歌山市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和8年3月17日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
22-18	貴志18号線	和歌山市向64番4地先 ～ 和歌山市向23番1地先	旧	40.45	3.8 ～ 4.2
			新	40.45	5.0
25-58	岡崎58号線	和歌山市 森小手穂1240番1 地先 ～ 和歌山市 森小手穂1238番4 地先	旧	9.05	4.0
			新	9.05	6.0
32-69	直川69号線	和歌山市直川678番17 地先 ～ 和歌山市直川678番23 地先	旧	93.2 0	6.0 ～ 7.0
			新	98.2 0	3.2 ～ 7.0

(令和8年3月17日掲示済)

和歌山市告示第72号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月7日及び同月13日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月5日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年3月18日揭示済)

和歌山市告示第73号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び松下公園	令和8年3月3日、同月9日、同月11日及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年3月18日揭示済)

和歌山市告示第74号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月18日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年3月19日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月3日、同月6日及び同月12日	令和7年12月17日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月4日	令和7年12月17日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年12月2日	令和7年12月17日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年12月8日及び同月11日	令和7年12月17日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和8年3月18日揭示済)

和歌山市告示第75号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和7年度	第8期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和8年3月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年3月19日揭示済)

和歌山市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 委託を受けた者
名称 和歌山県住宅供給公社
住所又は事務所の所在地 和歌山市十三番丁30番地
- 2 委託した公金事務に係る歳入
和歌山市営住宅及び共同施設の住宅使用料等
- 3 指定をした日
令和8年3月20日
- 4 委託をした日
令和5年4月1日

(令和8年3月19日揭示済)

和歌山市告示第77号

差押調書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和8年3月24日揭示済）

和歌山市告示第78号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和7年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和8年3月24日揭示済)

和歌山市告示第79号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和8年4月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年3月24日揭示済)

和歌山市告示第80号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成5年条例第24号）第16条の規定に基づき、所有者等からの引取りのない放置自動車を次のとおり処分するので、同条の規定により告示する。

令和8年3月24日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	移動し、保管した旨を告示した年月日
		車種	色		
紀の川第3緑地駐車場内	令和7年12月24日	ダイハツ ハイゼット	白	和歌山市和佐中112	令和7年12月26日

- 2 処分理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第16条に該当したため

- 3 処分年月日

令和8年3月26日

- 4 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和8年3月24日掲示済)

和歌山市告示第 8 1 号

和歌山市文化財保護条例（昭和 4 1 年条例第 1 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の文化財を令和 8 年 3 月 2 5 日に和歌山市指定文化財として指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

名 称	種 類	員 数	所在地	所有者
かつさんとうかんざろう 夾山東寛坐像	彫刻	1 軀	和歌山市鷹匠町	宗教法人 禅林寺
じゅういちめん かのん りゅうぞう 十一面観音立像及び そうぎょうはちまんしんりゅうぞう 僧形八幡神立像・ だいいたくみょうおうざろう 大威徳明王坐像	彫刻	3 軀	和歌山市西庄	宗教法人 西念寺
いだき そじんじやみこし 伊太祁曾神社神輿	有形民俗	3 基	和歌山市伊太祈曾	伊太祁曾神社 神幸祭保存会

(令和 8 年 3 月 2 5 日揭示済)

和歌山市告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和8年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月25日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
16-62	宮前62号線	和歌山市中島251番3地先 ～ 和歌山市中島251番1地先	旧	14.04	1.70 ～ 2.10
			新	14.04	4.00

(令和8年3月25日揭示済)

和歌山市告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
調剤薬局ホンダ 土入店	和歌山市土入21-18	調剤	令和7年5月1日
本町薬局	和歌山市本町5-28	調剤	令和7年5月1日
訪問看護ステーションコンチェルト	和歌山市北中間町9番地	訪問看護	令和7年5月1日
えめ訪問看護ステーション和歌山	和歌山市中之島14962-A	訪問看護	令和7年5月1日
訪問看護ステーションKokua	和歌山市小雑賀696-1	訪問看護	令和7年5月1日
サンライズ訪問看護ステーション	和歌山市大谷93-10	訪問看護	令和7年5月1日
訪問看護ステーションCH和歌山	和歌山市元寺町三丁目21	訪問看護	令和7年9月1日
訪問看護ステーション家路	和歌山市永穂339-4	訪問看護	令和7年9月1日
あきば訪問看護ステーション	和歌山市塩屋3丁目6番2号	訪問看護	令和7年11月1日
コスモス調剤薬局 神前店	和歌山市神前123-1	調剤	令和8年1月1日
エバグリーン薬局和佐店	和歌山市和佐中102-1	調剤	令和8年3月1日
サクラ調剤薬局	和歌山市新庄466-2	調剤	令和8年3月1日

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条の規定により指定自立支援医療機関の更新の届出があったので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
株式会社第一薬局 和佐	和歌山市岩橋871-1	調剤	令和7年5月1日
有限会社 大陸薬局 楠見店	和歌山市楠見中15-13	調剤	令和7年6月1日
すみれ調剤薬局	和歌山市塩屋6丁目2-65	調剤	令和7年6月1日
森の薬局 花山店	和歌山市秋月484番地	調剤	令和7年7月1日
和駅東調剤薬局	和歌山市黒田一丁目3番24号	調剤	令和7年7月1日
宮前薬局	和歌山市北中島1丁目71	調剤	令和7年7月1日
株式会社 第一薬局 土入	和歌山市土入176-3	調剤	令和7年7月1日
テラウチ調剤薬局 北野店	和歌山市北野454	調剤	令和7年7月1日
訪問看護 オアシス	和歌山市つつじが丘2丁目6-1	訪問看護	令和7年8月1日
ジョイントキュアこうしん堂薬局	和歌山市太田1丁目13-エヌ・アイ・シービル1F	調剤	令和7年9月1日
エバグリーン薬局 四ヶ郷店	和歌山市加納295-1	調剤	令和7年9月1日
ひだまり薬局 紀三井寺店	和歌山市布引763-7	調剤	令和7年9月1日
エース薬局 北島店	和歌山市北島100-6	調剤	令和7年11月1日
紀北調剤薬局 なかのしま店	和歌山市中之島307-1	調剤	令和8年1月1日

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
マリーン薬局	和歌山市和田1179-18	調剤	令和8年1月1日
そうごう薬局 こまつばら通店	和歌山市小松原通5-15 イケジリテナントビル1F	調剤	令和8年1月1日
なないろ訪問看護ステーション	和歌山市禰宜923-3	訪問看護	令和8年1月1日
たんぼぼ薬局 和歌山医大前店	和歌山市紀三井寺811番地の 62	調剤	令和8年2月1日
まつい訪問看護ステーション	和歌山市砂山南4丁目1-37	訪問看護	令和8年3月1日
なかい薬局	和歌山市松江北7-1259- 172	調剤	令和8年4月1日

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市告示第 85 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により指定自立支援医療機関の変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	変更前所在地	変更後所在地	指定年月日
嶋病院	和歌山市西仲間町 1 丁目 30	和歌山市中之島 8 7 4 - 3	令和 7 年 5 月 1 日

(令和 8 年 3 月 27 日掲示済)

和歌山市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

指定自立支援医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45	腎臓	令和7年3月31日
いちみや調剤薬局	和歌山市西庄585-12	—	令和7年5月31日
プライマリーリハビリ訪問看護ステーション和歌山北	和歌山市園部870-1	訪問看護	令和7年9月30日
川本薬局	和歌山市木ノ本687-19	—	令和7年12月31日
コスモファーマ薬局 美園店	和歌山市田中町3丁目28	—	令和7年12月31日

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和8年3月27日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点	延長 (m)	幅員
		終点		(m)
16-202	宮前202号線	和歌山市杭ノ瀬88番5地先	134.7	4.00
		和歌山市杭ノ瀬84番3地先		5.00

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月30日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
馬場栗栖自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月20日

(令和8年3月30日揭示済)

和歌山市告示第 89 号

市県民税森林環境税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 3 月 31 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 8 年 3 月 31 日 掲 示 済）

和歌山市告示第90号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和7年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和7年度第10期の納期は、 令和8年4月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市告示第91号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和7年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和8年4月23日に変更する
令和7年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和8年4月23日に変更する

(別紙省略)

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市告示第92号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期(月)別	種別	備考
令和7年度	第7期 第8期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和8年4月10日に変更する。

(別紙省略)

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市告示第93号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
志賀 達也	耳鼻咽喉科・頭頸部外科	聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和8年3月1日

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市告示第 94 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 8 年 3 月 31 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
24-160	西和佐160号線	和歌山市岩橋1324番1地先 ～ 和歌山市岩橋1640番19地先	707.0	7.10 ～ 16.35
24-184	岩橋鳴神線	和歌山市岩橋1640番1地先 ～ 和歌山市鳴神1051番1地先	929.5	7.10 ～ 9.20
27-98	井ノ口岩橋線	和歌山市井ノ口92番1地先 ～ 和歌山市岩橋1324番1地先	2488.0	2.26 ～ 7.10

(令和 8 年 3 月 31 日 揭示済)

	10-20	4.4		10-20	9.6		10-20	8.4		10-20	4.2
	20-30	4.4		20-30	10.0		20-30	8.1		20-30	4.1
	30-40	4.5		30-40	10.4		30-40	7.9		30-40	4.1
	40-50	4.6		40-50	11.0		40-50	7.6		40-50	4.1
	50-60	4.6		50-60	11.6		50-60	7.4		50-60	4.0
4	0-10	4.7	10	0-10	12.2	16	0-10	7.2	22	0-10	4.0
	10-20	4.8		10-20	13.0		10-20	7.0		10-20	3.9
	20-30	4.8		20-30	13.9		20-30	6.8		20-30	3.9
	30-40	4.9		30-40	15.1		30-40	6.7		30-40	3.8
	40-50	5.0		40-50	16.4		40-50	6.5		40-50	3.8
	50-60	5.0		50-60	18.1		50-60	6.4		50-60	3.8
5	0-10	5.1	11	0-10	20.4	17	0-10	6.2	23	0-10	3.7
	10-20	5.2		10-20	23.4		10-20	6.1		10-20	3.7
	20-30	5.3		20-30	27.9		20-30	6.0		20-30	3.7
	30-40	5.4		30-40	35.4		30-40	5.9		30-40	3.6
	40-50	5.5		40-50	50.8		40-50	5.7		40-50	3.6
	50-60	5.6		50-60	124.6		50-60	5.6		50-60	3.6

(令和8年3月31日揭示済)

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の道路の指定を次のとおり取り消したので、公告する。

令和8年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の幅員及び延長
910364	昭和46年4月1日	和歌山市中之島1262番の内、 1263番の内、1269番1の 内、1269番2、1270番の 内、1269番1の先、1269 番2の先、1270番の先	幅員 4.0m 延長 37.0m

(令和8年3月19日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和8年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和8年3月16日 和建指第2788号	和歌山市北出島一丁目58 番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番1 7号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男	6.00m × 38.12m 38.12m

(令和8年3月19日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年3月27日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字徳井6番7	和歌山県海南市大野中1056番地218 株式会社M2テクニカル 代表取締役 村田隼介

(令和8年3月27日揭示済)

和歌山市議会告示第1号

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月27日

和歌山市議会議長 芝本和己

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「第19条の4第1項第5号」を「第19条の4第1項第4号」に、同条第16号中「第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第201条の2第1項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程中第3条第16号の改正規定は令和8年4月1日から、同条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。

（令和8年3月27日揭示済）

和歌山市議会告示第2号

和歌山市議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

和歌山市議会議長 芝本和己

和歌山市議会図書室規程の一部を改正する規程

和歌山市議会図書室規程の一部を改正する規程（昭和34年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「記入押印し」を「記入し」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第22号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年3月27日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 日時 令和8年4月1日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市七番丁17番地
和歌山朝日ビルディング5階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (3) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式を定めるについて
 - (4) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票用封筒等の様式を定めるについて
 - (5) 和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における投票用封筒等に押すべき印について

(令和8年3月27日掲示済)

和歌山市監査委員告示第 1 号

和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

和歌山市監査委員	森 田 昌 伸
同 上	寒 川 篤
同 上	丹 羽 直 子
同 上	中 谷 謙 二

和歌山市監査委員処務規程の一部を改正する規程

和歌山市監査委員処務規程（平成 1 5 年監査委員告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項の表中「副課長」の次に「、企画専門員」を加える。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 2 7 日揭示済）

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第 1 号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成 1 1 年人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 のア行政職給料表等級別職務分類表 1 級の部を削り、同表 4 級の部中「（主事級の教育指導専門員を除く。）」を削り、同表 5 級の部中「連絡所長（副主任級の連絡所長を除く。）」の次に「、サービスセンター長」を加え、「、動物愛護管理センター長」を削り、「南コミュニティセンター長」の次に「、こども科学館長、中央公民館長」を加え、同表 6 級の部高度な知識又は経験を必要とする班長の職務の項中「、動物愛護管理センター長（班長級の動物愛護管理センター長を除く。）」を削り、同部副課長の職務の項中「サービスセンター長」の次に「（班長級のサービスセンター長を除く。）」を、「副統括保健師」の次に「、動物愛護管理センター長」を、「中央卸売市場副場長」の次に「、貴志川線活性化推進室長」を、「こども科学館長」の次に「（班長級のこども科学館長を除く。）」を、「中央公民館長」の次に「（班長級の中央公民館長を除く。）」、中学校給食センター長」を加える。

別表第 1 の 2 のオ企業職給料表等級別職務分類表 1 級の部を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成11年人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中

博物館	館長	を
動物愛護管理センター	センター長	

「

博物館	館長	に改める。

」

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第2号

和歌山市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則

(和歌山市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 和歌山市教育委員会公印規則(平成4年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表に次のように加える。

46	中学校給食センター長印	古印体	方20	中学校給食センター長	中学校給食センター長名をもって発する文書	1
----	-------------	-----	-----	------------	----------------------	---

別表第2一般公印の表に次のように加える。

46

和歌山市立 中学校給食 センター長之印

(和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第2条 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則(平成6年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表学校給食第一共同調理場、学校給食第二共同調理場の項中「学校給食第二共同調理場」の次に「及び中学校給食センター」を加え、

A	午前6時 00分	午後2時 45分
---	-------------	-------------

を

A	午前5時 30分	午後2時 15分
B	午前6時 00分	午後2時 45分

に、「B」を「C」に、

「C」を「D」に、「D」を「E」に改める。

(和歌山市教育機関組織規則の一部改正)

第3条 和歌山市教育機関組織規則(平成15年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

学校給食第一共同調理場	学校教育部給食管理課
学校給食第二共同調理場	

を

学校給食第一共同調理場	学校教育部給食管理課
学校給食第二共同調理場	
中学校給食センター	

に改める。

別表第2中

学校給食第一共同調理場	安全・安心な学校給食を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。
学校給食第二共同調理場	(1) 運営審議会に関すること。 (2) 施設の整備及び管理に関すること。 (3) 給食物資の購入及び保管に関すること。 (4) 給食献立及び給食計画の作成に関すること。 (5) 給食の管理及び指導に関すること。

を

学校給食第一共同調理場	安全・安心な学校給食を目的として、次の事務その他目的の達成に必要な事務を所掌する。
学校給食第二共同調理場	(1) 運営審議会又は運営委員会に関すること。 (2) 施設の整備及び管理に関すること。 (3) 給食物資の購入及び保管に関すること。 (4) 給食献立及び給食計画の作成に関すること。 (5) 給食の管理及び指導に関すること。
中学校給食センター	

に改める。

(和歌山市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第4条 和歌山市教育委員会事務決裁規則(平成27年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事務委任」の次に「等に関する」を加える。

第2条第1項第11号中「及び」を「、」に改め、「副所長等」の次に「及び中学校給食センター長」を加える。

第6条第2項の表中「子ども支援センター」の次に「中学校給食センター」を加える。

第13条に次の1項を加える。

3 前各項の規定により合議を要する事項について、当該合議を行う者が不在である場合における取扱いについては、第9条から前条までの規定の例による。

別表第1共通決裁事項のその他の事項の表第3項中「市立学校給食共同調理場」の次に「及び市立中学校給食センター」を加える。

(和歌山市教育委員会教育施設管理規則の一部改正)

第5条 和歌山市教育委員会教育施設管理規則(平成30年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の号を加える。

(8) 和歌山市立中学校給食センター 中学校給食センター長の職にある者

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月30日揭示済)

和歌山市立中学校給食センター条例施行規則を公布する。

令和8年3月30日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会規則第3号

和歌山市立中学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市立中学校給食センター条例（令和7年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象校)

第2条 和歌山市立中学校給食センターの対象校は、次のとおりとする。

学校名
日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、西脇中学校、紀伊中学校、高積中学校、東中学校、楠見中学校、有功中学校、貴志中学校

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月30日揭示済)

和歌山市教育委員会訓令第1号

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市教育委員会文書取扱規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第4項中「発信番号」を「発送番号」に改め、「当該」を削り、同条第6項本文中「その」を「当該」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「又は文書管理システムにおいて当該收受文書を関連文書として登録し、別に番号を取得したとき」を加える。

第46条第1項第4号中「表紙にその旨を記載するとともに」を削り、同項第7号中「、表紙にその旨を記載し」を削る。

第47条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月30日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第5号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年3月24日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年3月27日（金） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
(1) 2月定例市議会について
- 4 議案
(1) 和歌山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
(2) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
(3) 和歌山市学校部活動の地域展開等の在り方に関する方針（案）について
(4) 和歌山市教育委員会公印規則等の一部改正について
(5) 和歌山市中学校給食センター条例施行規則の制定について
(6) 人事案件について

(令和8年3月24日揭示済)

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

和歌山市企業局規程第 1 号

和歌山市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局事務決裁規程（平成 1 1 年水道局規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 前各項の規定により合議を要する事項について、当該合議を行う者が不在である場合における取扱いについては、第 9 条から前条の規定の例による。

別表第 2 個別決裁事項の経営管理部に関する事項の表営業課の項第 1 0 号中「水道企画課長」を「水道企画建設課長」に改め、同表水道工務部に関する事項の表中「水道企画課」を「水道企画建設課」に、水道企画課の項第 4 号中「管路整備課長」を「水道企画建設課長」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済）

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第2号

和歌山市企業局文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局文書取扱規程（平成5年水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第35条第4項中「発信番号」を「発送番号」に改め、「当該」を削り、同条第6項本文中「その」を「当該」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「又は文書管理システムにおいて当該收受文書に関連文書として登録し、別に番号を取得したとき」を加える。

第46条第1項第4号中「表紙にその旨を記載するとともに」を削り、同項第7号中「、表紙にその旨を記載し、」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第3号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第31条中「企業出納員又は現金取扱員」を「企業出納員、現金取扱員及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改め、次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、企業出納員、現金取扱員及び指定公金事務取扱者は、口座振替、自動払込み又は電気通信回線による決済により収入金を収納したときは、納入者に対する領収書の交付を省略することができる。

第54条第4号中「出席負担金」を「経費」に改める。

第57条第1項中「よつて」を「よって」に改め、同条第1項第1号中「あつて」を「あつて」に、「月の途中で更迭したときは、その際に行うものとする。」を「配置換え若しくは休職され、又は退職したときは、直ちに精算しなければならない。」に改める。

第62条に次の1号を加える。

(5) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費

第80条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定金融機関は、口座振替、自動払込み又は電気通信回線による決済により収入金を収納したときは、納入者に対する領収書の交付を省略することができる。

第87条中「指定金融機関の関係帳簿及び証拠書類」を「指定金融機関の関係帳簿及び証拠書類又はこれらに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に改める。

第148条の2第1項の表水道工務部の項中「水道企画課副課長」を「水道企画建設課副課長」に、「水道企画課水道企画班長」を「水道企画建設課水道企画班長」に改める。

第159条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

和歌山市企業局規程第4号

和歌山市企業局組織規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局組織規程（平成12年水道局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表経営管理部の項中「水道企画課」を「水道企画建設課」に改める。

第4条の3第1項各号列記以外の部分中「水道企画課」を「水道企画建設課」に改め、「総合調整」の次に「並びに管路（水管橋を含む送水管及び配水管をいう。以下同じ。）の新設及び改良」を加え、同項第1号中カを削り、同号キ中「施設整備事業及び送水管整備事業」を「管路」に改め、同号キを同号カとし、同号ク中「計画及び調整」を「総合調整」に改め、同号クを同号キとし、同号ケ中「の向上計画及び」を「向上対策の」に改め、同号ケを同号クとし、同号中コを削り、サをケとし、その次に次のように加える。

コ 管網に関すること。

サ 未普及に係る計画に関すること。

第4条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 管路第1班 次に掲げる事務

ア 管路の新設工事及び支障移設工事並びにそれらに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

イ 送水管、配水本管等の大口径管の新設工事及び支障移設工事並びにそれらに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

ウ 工事物資材の採用及び水道施設の施工基準に関すること。

エ 設計積算システムに関すること。

オ 材料支給に関すること。

カ 管路の工事について、他課の計画及び予算に基づき依頼があった設計、施工及び監督に関すること。

第4条の3第1項に次の1号を加える。

(3) 管路第2班 次に掲げる事務

ア 管路の更新工事及びそれに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

イ 送水管、配水本管等の大口径管の更新工事及びそれに伴う改良工事に係る実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

第4条の3第2項を次のように改める。

2 水道施設課は、水道施設及び工業用水道施設（取水施設、導水施設、浄水施設、配水池及びポンプ所をいう。以下同じ。）の新設及び改良を目的として、次の事務及びその他目的の達成に必要な事務を所掌する。

(1) 水道施設班 次に掲げる事務

ア 水道施設及び工業用水道施設の新設、更新、撤去工事に係る土木及び建築の調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

イ 水道施設及び工業用水道施設に係る土木及び建築の災害対策に関すること。

ウ 水道施設及び工業用水道施設に係る土木及び建築の工事について、他課の計画及び予算に基づき依頼があった設計、施工及び監督に関すること。

エ 課内他班の所管に属しないこと。

(2) 水道設備班 次に掲げる事務

ア 水道施設及び工業用水道施設の新設、更新、撤去工事に係る設備の調査、実施計画、設計、施工及び監督に関すること。

イ 水道施設及び工業用水道施設に係る設備の災害対策に関すること。

ウ 水道施設及び工業用水道施設に係る設備の工事について、他課が計画及び予算に基づき依頼があった設計、施工及び監督に関すること。

第4条の3第3項中「水道管路」を「管路」に改め、「及び送水管」を削り、第1号ア中「配水管」を「管路」に改め、同号エを同号オとし、ウの次に次のように加える。

エ 水管橋の管理に関すること。

第4条の3第3項第2号イ中「送水管等、配水管（以下「配水管等」という。）」を「管路」に、同号エ中「配水管等」を「管路及び給水管」に改める。

第4条の3第3項第3号ア及びイ中「配水管等」を「管路」に改め、同号ウ中「配水管」を「管路」に改める。

第4条の3第4項第1号イ中「課所管の諸施設（取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水管を除く配水施設をいう。以下この項において同じ。）」を「水道施設及び工業用水道施設」に改める。

第4条の4第1項第3号イ及び同項第4号ア中「（改築事業を含む。）」を削る。

第4条の4第2項第1号中イを削り、ウをイとし、エからサまでをウからコまでとする。

第4条の4第2項第3号ア中「維持管理」の次に「、改築」を加え、同号イ中「維持修繕」の次に「及び改築工事」を加え、同号中エを削り、オをエとする。

第13条の見出し中「経営基盤強化専門員」を「水道技術指導員」に改め、同条の表局の項を次のように改める。

局	水道技術指導員	任意	水道技術管理者を補佐するとともに、技術的な事務を掌理し、関係職員を指導及び指揮監督する。
---	---------	----	--

別表水道工務部の水道企画課の項及び管路整備課の項を次のように改める。

水道企画建設課	水道企画班、管路第1班、管路第2班
水道施設課	水道施設班、水道設備班

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日揭示済)

和歌山市企業局告示第13号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

1 公共下水道の供用開始

(1) 供用を開始すべき年月日

令和8年4月1日

(2) 下水を排除すべき区域

ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域

和歌浦南3丁目の一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

西浜2丁目、関戸2丁目、関戸4丁目、西小二里1丁目、秋月、鳴神、東小二里町、北出島1丁目の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、木ノ本、島橋東ノ丁、島橋北ノ丁、榎原、梅原の各一部

(3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

(4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 和歌浦南3丁目、西浜2丁目、関戸2丁目、関戸4丁目、西小二里1丁目、秋月、鳴神、東小二里町、西庄、木ノ本、島橋東ノ丁、島橋北ノ丁、榎原、梅原の各一部

合流式 北出島1丁目の一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

(1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和8年4月1日

(2) 下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

(3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市塩屋5丁目3番41号 和歌川終末処理場

イ 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

ウ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

(令和8年3月18日揭示済)

和歌山市企業局告示第14号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第2条第2項の規定により排水設備等指定工事店として令和8年3月18日付けで新たに指定したので、同条例第18条第1号の規定により告示する。

令和8年3月31日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

指定工事店番号	指定工事店名	所在地	代表者名
第959号	三洋建設株式会社 和歌山支店	和歌山市畑屋敷端ノ 丁 38番地	山田 雅己

(令和8年3月31日掲示済)

消防局訓令第3号

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市消防文書取扱規程の一部を改正する規程

和歌山市消防文書取扱規程（平成4年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第35条第4項中「発信番号」を「發送番号」に改め、「当該」を削り、同条第6項本文中「その」を「当該」に改め、同項ただし書中「とき」の次に「又は文書管理システムにおいて当該收受文書に関連文書として登録し、別に番号を取得したとき」を加える。

第45条第1項第4号中「表紙にその旨を記載するとともに」を削り、同項第7号中「、表紙にその旨を記載し」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）

消防局訓令第4号

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山市消防局長 西 本 和 人

和歌山市消防局事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局事務決裁規程（平成15年消防局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

- 3 前各項の規定により合議を要する事項について、当該合議を行う者が不在である場合における取扱いについては、第9条から前条までの規定の例による。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日揭示済）